

3994

刑 政

刑務協會發行

第七號 第七卷

4x

日本指紋法

四六版裝幀美天金アート刷
寫眞版百頁總頁數參百五十頁
定價金二圓 内地送料十二錢

指紋學界唯一の大原典出づ

本書は現行の指紋分類を基礎とし従来の繁を去り素を補ひ簡要宜を得たるもの苟も指紋の原則を知らんとするものは本書によつて忽ち釋明さるゝことあるべし

本書の特色

- 完全なる指紋原紙にあらざれば前科ある者も之を發見することが出來ぬ
 - 完全なる原紙を作成せんとするには指紋法分類上の知識が必要である
 - 指紋分類上の知識を得んとするには本書に據らざるべからず
- 一、日本に於ける指紋法唯一の原典なること
 二、分類上基礎確立したること
 三、指紋法の革命たる觀あること
 四、實物指紋及圖解豊富なること
 五、分類統一の使命を有すること
 六、實費を以て提供すること



威嚇か教養か

Parum est coercere improbos boena,
nisiprobos efficias disciplina.

一七〇三年クレメンス十一世に建設せられたセント、ミハエル St. Michele 感化刑務所の廣間の入口に掲げられたゆかしき格言であつた。譯して曰く『悪人を相當なる手段によつて改善せられざる限り、之を罰によつて懲しめんとするは價値なし』と。やゝもすれば、紀律維持の名の下に、一般への見せしめであるとの名の下に、懲しめんとするを好む人達は此の格言を何んと見る。威嚇と感化とは二つの相矛盾せる觀念であることを教へた此の二百二十年前の格言は苟くも悪人を改善せんと志す刑務官に矛盾せる觀念を捨て、一途に善に導けよと宣言したのではあるまいか。されば刑罰目的の基礎を悪人の改善といふ觀念に置かねばならぬ刑務官は、此の格言の本旨が刑罰の執行は竟には威嚇より教養へ遷らねばならぬといふにあつたことを知らねばならぬ。

刑政 第參拾七卷第七號 目次

威嚇か教養か	(一)
西班牙に於ける犯罪人の改善政策キンチリアーノ・サルダーナ(譯)	(三)
女囚の研究文學士 佐々木英夫	(三)
歐米に於ける不良少年の狀況三好豊太郎	(一七)
行刑事務に關するペンシルバニア委員會のプログラム	(二四)
累進的刑罰執行論正木亮	(二七)
無任所教誨師の制の設置を望む井上謙敬	(三〇)
明治天皇御製謹解橋田東聲	(三四)
映畫に對する受刑者の感想	(三七)
行刑統計	(四〇)
會 雜 報 錄	(四一)

西班牙に於ける犯罪人の改善政策 (承前)

マドリッド大學教授 キンチリアーノ・サルダーナ

一三、スペインに於ける條件附釋放の前身

階級制はそれ自體に於て所期の効果を擧げ得るものとは思はれない。單なる賞典若しくは褒賞の約束を以て、直ちに犯罪人の改善を期する譯には行かない。

そこでは必ず釋放の希望が伴はねばならぬ。それ故に、階級制でのものだけでは不充分であつて、それが條件附釋放と結合された場合にのみ、階級制は初めて完成することになるのである。

スペインに於ては、條件附釋放の制度以前に、總て異名同質の二つの制度を存した。刑の減等 (Ce rebajas ou rebaixa de la pena) 及び居住の特許 (La concesion de residencia) が即ちそれである。

刑の減等は、(a) 一八二二年以來我が刑事立法の中に見出される。一八二二年の刑法は、實際、「改悛若しくは還善の情ある犯人に對する刑の減等」を規定するために全き一章を獻げて居る(第九章)。この場合、減等は、服役十年の後若しくは刑期の半數を経過したる場合、減刑 (Commutacion) の形式に於て行はれるものであつて、その減等は刑期の

四分の一若しくは三分の一とされる。第一四五條。この制度は、その後一八三〇年のブラジル刑法（第五十條）及び一八六四年四月二十一日附キューバ陸軍懲治監細則（第十七條）中に採用された。（b）、立法及び行刑の實際に於ては、一八三〇年以來、減刑の恩典は、刑の言渡を爲したる裁判所の意見を徴した上で（一八一九年四月三日附勅令）與へられることになつて居る。そしてこの恩典を與へるがためには、刑期の半ばを缺點なく過したか、特別な善行若しくは異常なる作業成績を挙げたか、又は單なる改悛の狀若しくは遷善の事實を存するか、これ等三つの條件の中何れか一つを存すれば良いのである。減等は刑期の三分の一を超へることは出来ない。併しこの恩典が留置條項（*Arresto preventivo*）や逃走の場合と調和したいの言ふまでもないから、減等後逃走した者は、固よりこの恩典を喪失する（一八三四年法第三〇三條乃至第三〇六條）——今日の條件附釋放の制度に於けると同様に——、引續き遷善の狀を持続しないものもまた同様である。加之「條件附」といふ文字その者が「刑の減等」を特質附けるために、既に一八四三年十二月二十日の判例中に用ひられて居るのである。

阿弗利加殖民地——スータ及びメリラーの受刑者に與へられた刑務所外「居住特許」の制度は、一九〇六年十月二十二日附勅令によりて創設され一九〇七年八月八日及び九月二十七日附治罪法によりて發達したものである。この特許は、また等しく、被釋放者が命ぜられたる義務に違反するか又は新たに罪 犯す時は、常に取消さるべきものであつた（治罪法第九條）そしてこの制度は、その當時まで阿弗利加に置かれてあつた懲役場がスペイン本國に移された一九一二年まで、釋放者保護制度と關聯して適用されて居たのである。

一四、スペインに於ける條件附釋放

英國の條件附釋放制度は、一般に、階級制度の第三期を構成するものに過ぎないとされる、そしてオーストラリヤに於けるその起源（*ticket of leave* は假出獄免狀）は、漸く一八二九年以後のことである。

我々はスペインに於て條件附釋放の制度を有する（a）、實務の範圍に於ては、一八三五年ヴァレンスの刑務所に於てマヌエル・モントシノー大佐によりて適用された眞の中間的釋放（第三期）が即ちそれである。次ぎにはスータの懲役場に於て適用されたものがまたそれである。そしてこの制度は全く傳説に準據したものであり、且つ英國の刑事制度と全然類似のものであつた（一九〇六年十二月二十二日附勅令前文）。（b）、立法的範圍に於て、條件附釋放を認めたとしたのは、先づミンドロ及びスータの所謂「刑務殖民地」（*Colonias penitenciales*）に關する一八八九年一月二十六日附及び十二月二十三日附勅令——固より居住特許制度と混合して居るが——を挙げねばならぬ。しかし所謂「取消し得べき釋放」（*Liberts revocable*）として、それが最も端的に現はれて居るのは、「取消し得べき受刑者の假出獄」の制度を設くる權限 政府に與へて居る一八八四年のシルヴェラ刑法草案（第六三三條）及びアロンゾ・マルチネ刑務所に關する一八八八年四月七日附法律案（第四三條第四四條）である。尙ほ我々は所謂「親權懲戒場」（*Aylo de correccion penitencia*）設置に關する一八八九年四月六日附規則（第四十六條）をこれに加へねばならぬ。その後數年にして、本來の意味に於ける條件附釋放は、この制度がまだ法律上、形式的には創設されて居ない前からスペインに於ては既に適用されて居た。アルカラー矯正院の懲戒裁判所が、この時期に於て尙ほ我國に條件附釋放の制度が創設されて居なかつたにも拘らず、第四期の幼年受刑者に日中場外労働を許可し得たのは、一九〇一年六月十七日附勅令に因るものである（第二十一條、一九〇三年八月八日附勅令第六條）最後に挙げべきものは、一九一四年七月二十三日附法律及びこの法律の適用に關する細則、即ちスペインに條件附釋放の制度を確立した同年十二月二十日附細則であつて、これ等の法規は今日現に實施中のものである。この外、尙ほ、スータの刑務所に濫觴せるかの「居住特許」の恩典を與へられたる者にこの制度を適用せむとする、一九一四年八月二日の勅令を挙げねばならぬ。（同年九月十六日附細則）この法律は第一條を除

くの外、凡て條件附釋放の實際的適用の細目を定めた補助的規定にのみ關するものである(第二條)。この新制度の刑務上の技術は、凡て細則中に規定されて居る。

一五、スペインに於ける條件附釋放の適用

この場合に於てもまた、條件附釋放の適用の典型となつて居るものは、一九一四年の細則(第一條)によつて新たに創定された四期制階級制度より外の何物でもない。

併し、獨房を存せないがために階級制の適用されたい刑務所に於ては、その代用として、分類制(*Clasificación de castigos*)が許可される(第一條第二項)その數に於て等しく四を算するこの代用制度に於ける分類の標準をこゝに列擧するのは興味あることである。(a)、行狀、(b)、豫備的區別の要素としての累犯、(c)、犯罪の性質及び刑の輕重、(d)、農村又は都會の出身(第八條)。そしてこゝに特記すべきことは犯罪人改善の目的を一層確實に達成せむがために、これ等の標準が行刑的處遇の個別化の方法と結合されて居ることである(第八條第六項)。そこには、第一、スペインに於ける制度上の同化(*adaptación*)が認められる。我々は我が行刑制度の現實から、苟くも我々に取りて有益と思はれるもの、凡てを利用せんとする。若し獨房を欠ぐ場合には、直ちに大きな雜居房そのもの(*comunidad*)と呼ばれて居る)を使用する。そして一つの制度(*regime*)ではなく、寧ろ凡ての行刑制度の否定を意味するこの雜居の中に、我々は、最も近代的な典型に従つて、秩序と規律と勞働との道德的構造(*La arquitectura moral*)を完成せむと努力する。

しかし斯様な制度の同化や代用に待つまでもなく、スペインには既に條件附釋放そのもの、適用に極めて都合よく適應する刑務所の數に於て敢て欠けるところはない。そしてそれは獨房制刑務所——中央及び地方の——と就中また幼年犯罪人に對する矯正院とである。

一六、スペインの矯正院

犯罪人の改善は——就中受刑者の年少なることがその矯正を期待せしむる場合に於て——スペインに於ては、常に一つの國民的關心事であつた。この矯正こそは、實に矯正院の存在理由でもあれば、また一切の感化方法の歸着點でもある。そしてスペインには三種の矯正院が存する公立又は國立矯正院、私立矯正院及び混成矯正院が即ちそれである。

A、公立矯正院(一六〇〇年——一九一五年)

抑々の起原に於ては、それはまだ特設の刑務所ではなく、一六〇〇年のバルヌローヌ慈善院(*Asyloratorio de Barcelona*)のそのように、單に救濟院の「特別部」(*Departamento special*)に過ぎなかつた。この矯正院の胎兒は、社會の凡ての階級の中から選ばれ、且つ市によりて任命された三十二名の委員を以て構成する一保護會(*Patronato*)によりて管理されて居た。この施設に關するラモン・アルボ(*Ramon Albo*)、バルスローヌ少年裁判所長)氏の所説によれば、「この學校では院生は凡て問答式授業を受け、四種の職業別による勞働に服する。そして勞働しない生徒は授業を受けることは出來ない。また生徒には遊戯の方法と時間とが與へられ、且つ常に善良なる習慣を養成するように訓育される。尙ほ院生中には場外の工場に托されるものとあるのであつて、保護者たる前記委員は、これ等のものの行狀を調査するために、また必要に応じて彼等に忠告を與ふるために、隨時使用主を訪問せねばならなかつた」之れによつて得れば、我々は既に一六〇〇年以來、釋放者保護の方法による監督付釋放(*liberte surveillée*)の制度を有するのである。次ぎには、孤兒院内又はそれに隣接せる場所に設けられた「懲戒室又は懲戒場」(*Salles ou lieux de correction*)がまたそれである。これ等の制度は「この惡徳(懶惰)以外には別に罪なき懶惰者」の收容に當てられたものである。而してその目的とするところは、善良なる習俗に熏致して、彼等に一つの職業、一つの手工を修得せしめ、彼等の力に相當する勞働を彼等に指定し、若し

くば既に修得せる職業を彼等に授けることであつた。そして彼等は勤勉と矯正との實體さへ擧げれば、有用なる市民となるために、何時にてもその郷國に歸還し、又は彼等の欲する地にその居を定むることが出来た」のである (Nouvelle Peopulation XI.1.12) 一七八四年一月十一日附チャールス三世のこの美しき勅令は、この時代に於ける唯一の法源ではなす。一七八八年十一月二十日附國王の勅令により、男女の別なく凡て悪習癖ある者は矯正若しくは懲戒のために懲治部 (Département de correction) の設備のない救護院又は慈善院に送致されてはならないことになつて居た (Nouvelle Peopulation XI.1.15) 十四世紀時代に、「その者の悪習を抑制し且つその者の行状を匡正するために財政部によりて罰せられた十六歳以下の幼年受刑者(密輸入罪)を拘留した場所は、部分的にわが最初の矯正院として利用されたこれ等の救護院である(一八三六年九月三十日附勅令)、二十一歳以下の年少犯人に對する「刑務殖民地」の思想が初めて現はれたのは、一八六九年である。この場合、必要なる地域の選擇は内務大臣の權限に委せられて居た。これに就ては、アロンゾ・マルチネ (Alonso Martinez) の手に成つた年少犯人(二十歳以下)に對する設備に關する二つの草案がある、即ちその一つは、非累犯者に對する「特別刑務所」のそれであり、他は眞の「矯正院 (École correctionnelle ou de reforme) のそれである(一八八八年の法律案第八條第十三條)。最後に我々は、刑務所から矯正院への變遷期、即ち矯正院の模範として後に述べべきアルカラ及びオカリーナ矯正院 (Bachica, Alcala et Ocarina) の生れた時代に到達する。即ちわが民法(一八八九年五月二十六日七月二十四日附)の過激な規定は、「鞭權を解除されたる子を強制教育場又は法律上認許されたる施設に拘留するために、父及びこれに代る母に於て地方長官の職權行使を要求し得る」權利を認めて居るのである。同様に、父母は、この目的に於て、その子に對し一個月未満の矯正場拘留を科するため、市邑判事の干與を求むることが出来る(第一五六條)。これ等の少年を收容するために、マドリッドに近きヴィスタ、アレーグルに特別矯正院の設置が提案された(一九〇七年五月十日附勅令第一條第二條)。そして體刑若しくは重刑(徒刑、懲役)に處せられた年少犯人に對しては、ズ

エーゾの大「刑務殖民地」(Colonie pénitentiaire du Juso) に「一つの幼年部 (Section pour criminels mineurs) が創設されるに至つた(一九一三年一月十四日附勅令)。

B、私立矯正院(一七二一年—一九二〇年)

私立矯正院とは言ふまでもなく、民間の慈善によりて創られた教育機關である。固よりこれ等の感化院にしても、一面、國家、地方自治體若しくは公設少年保護會の援助の下に經營されて居る場合が少くないのであるが併し何れにしてもそれが常に私立であり、自選の院長(教師又は僧侶)を有し、且つ輔成會 (Patronage) の保護の下に自治を行つて居る點に於て、官立矯正院と全く趣を異にするのである。

この種の矯正院の嚆矢として極めて著名なるものは、一七二四年トリビオ (Torbio) 氏によりてセヴィル (Seville) に設立された被遺棄少年の收容所 (L'asyle pour jeunes gens abandonnés) である。賞罰の權限を委託された「少年の裁判所」(Tribunal des enfants) が抑々世界で於て初めて創設されたのは、實にこの感化院であつた。一八九五年ツリーヴィル (Trevill) に設立されたかの「ジョージ少年共和國 (George Junior Republic)」に於て、ジョージが範を取つたものは、また實にこの感化院であつた。現今我々の有する最も著名なる私立矯正院の主なるものは大體次ぎのごときものである。

「サンタ、リタ親權懲戒場及び少年矯正院」在マドリッド (Asyle de correction Paternelle et Ecole de reforme pour mineurs de Santa Rita Madrid) — 認可は總て一八八三年一月四日の法律によりて與へられて居たが、實際設立されたのは一八九〇年四月二十三日である。

「トリビオ、デュラン矯正院」在バルスローヌ (Asyle ou Ecole de reforme de Torbio Duran a Barcelone) — 一八九〇年十二月十二日設立。この矯正院に於ける幾多の創意ある懲戒方法の中で、特に注意すべきものは「反省獨房」(Cellule de réflexion) の施設である。尙ほバルスローヌには、同時に「家庭學校」(Maison de famille) が併置される。

西班牙に於ける犯罪人の改善政策

ヴァラドリッド輔成會 (Protectorat Pour enfants abandonnés) 一九〇四年、後チタラゴース (Tarragona) のそれに倣つて、「被遺棄少年、犯罪少年又は不良少年に對する矯正院」となつた(一九二二年三月十八日附勅令)。

「ボルタ、コエリ收容所」在マドリッド (Asyle parva coeli a Ma'rid) 一九一五年三月一日。

「ヴィゴ被遺棄少年收容所」(Asyle des enfants abandonnés a Vigo) 一九一六年三月十九日。

「サン、ジャン收容所及び感化院」(Asyle de Saint de la Croix et Ecole de reforme a la Caroline) 一九一九年七月十六日

「犯罪少年保護所」マドリッド (Protectorat de enfant criminel a Madrid) 一九二〇年一月三十日。

「ヴァランス懲戒所及び矯正院」(Asyle de correction paternelle et Ecole de reforme a Valence) 一九二二年七月十日。その他。

C、混成矯正院(一九二一年—一九二二年)

本來私立であるこれ等の矯正院は、その屬する輔成會との關係に於て公認のものとなつた。而してその輔成會は州知事、少年保護委員會 (Junta de protection de infancia) 若しくは少年裁判所に屬するものである(一九一八年十一月二十五日附法律)。スペインに於て現實不定刑宣告の行はれて居るのは、この少年裁判所だけであつて、上記法律の結果「裁判所は少年(刑事未成年は十五歳以下)を家庭に托するか、後見保護會 (Comite Interdicho) に托するか、若しくは「不定期期間私立又は國立の矯正院に托するか」の決定を與へ得る」のである(第六條)。而して、これ等の矯正院の最も興味ある類型は混成式 (le type mixte) であつて、我々はその多數を有つて居る、そしてその多くは矯正院の構成若しくは組織の方法に存するのである。その中で特にこゝに舉示すべきものは「サン、ジョセフ收容所」(Asyl. de Saint Joseph) 又は「タラホニス矯正院」(Ecole de reforme de mineurs abandonnés, vicieux ou criminels a Tarragona) (一九二二年三月)「ブレガマン田園學校」(Ecole agricole de plegaman) 在バルスローヌ一九一〇年設立(一九一七年一月一日、保護委員會に委譲)、及び最

新式の「アムリオビルバオ救世主矯正院」(Maisons de reforme du Sauveur a Amurrio-Bilbao) (一九二〇年七月設立) である。この矯正院にはまた等しく「少年の裁判所」(Tribunal des enfants) を存する。そしてその様式は、セヴィルの「トリビオ收容所」とニューヨーク州の「ジョージ少年共和國」とに存するそれと同一類型のものであつて、而かもその建物には一切外圍を設けない、出入口の唯一の鍵は院主の一人によりて保管される。蓋し、主動的にも變動的にも、所謂「アメリカ式「門戸解放」(Open-door) を最も立派に實現したものであらう。そして、それは矯正院であると同時に、一つの眞正な「訓練場」(Ecole d'epreuve) なのである。我々の文明が産み出したあらゆる害悪や社會的不正の一つの病理的綜合を意味する道德的遺棄状態にある少年の反社會的傾向の治癒は、かくのごとき制度を待つて、初めて實現され得るのである。

この模範感化院に倣つて、今日スペインでは、少年裁判所の必要なる補助機關として、現に少年裁判所を存するか若しくはその構成中に屬する凡ての地方に、混成式感化院(一九二二年 月二十六日設立のサラゴス「聖主」感化院 ("Bon Pasteur")、その他のごとき)の設立に専心従事して居るのである。

人口過剩説に反對

近年我が國民日本の人口過剩を云爲するものが多い、然しながら私は我が國の所謂人口過剩説には根據のない事を信ずる、我國の人口増加の傾向は只明治の末大正の初めに其の著しきを

見るのであるが現在の増加率は最早下り阪となつた現在の總人口は五千六百萬、これを全面積に割りあてると相當の密度を示すやうであるが我が國民の生活程度に考へ我農業の極めて集約的なるよりいふ時は決して稠密に過ぎるまいふ事はなく近年全國の農村は農業

努力の缺乏を案じて居る次第である。況んや我が國民は將來人の不足に苦むべき懸念さへあるのである、其の一因は人口の都市集中の急激な傾向と商工業の急速なる發達によるのである。(法學博士 稻田周之助談)

女囚の研究 (承前)

佐々木英夫

第五章 女囚の寛大なる處置

女子は犯罪の防遏及び其の取扱に於て恩惠を受けてをる、かくて兎に角其の犯罪統計を減少してをる。女子の犯罪者の被害者は男子の犯罪に對して困つてをるやうに困つてゐないらしい。露見した女子の犯罪者は屢々男子の犯罪者の如く強く求刑されてはをらない。法廷に出された時でも女子は免されることが一層多い。人は男の犯罪嫌疑者に對しては苛酷であつても女子の犯罪者に向つては情緒的弱點を現はすものらしい。若し女子が女子によつて審問を受けるならばこんなことはないらしい。有罪と決しても女子は刑務所に送られない、何となれば判事は普通若しも女子を刑務所に送ることを避けて一層之を寛大に取扱ふことが出来るかと試て見る。恐らく女子に對する裁判には此の恩惠主義が少なくなかつたらう。何となれば女子の前科者は男子の前科者よりも社會的に復活することは困難であることを常とするからである。然し此の寛大なることは女子の犯罪の一部を匿したり又は蔽ふたりするのに役立つた。

第六章 女子の隔離生活と犯罪防禦

吾等は今や表面上女子の犯罪が少ないのは二つの理由によると云ふことを知つた。

第一、女子は男子よりも犯罪を行ふ機會が少ない。女子の活動範圍は殆家庭に限られてをり外世界より非常に隔離されてある。兎角女子は今日迄の所は經濟的職業や家庭以外の職業に携はることが非常に少なかつた。女子は男子の負擔とする所の經濟的生存競争に於て男子の仲間入をすることはなかつた。其の家族と共に家族にあつて母たる職分を盡して居るのであるから女子は經濟的活動に於て多くの腐敗せる影響によつて犯罪を行ふと云ふ多くの誘惑より保護されており又ある點まで酒精の刺戟より保護されてをるのである。

第二に此の隔離は道德的臆病を強めた、それは多分前述した所の女子の特性より起るものと思ふ、而してそれは女子の進取の氣象を少なからしめるのである。同様に此等の内部的特質に加へられた此の隔離は其の宗教的感情を強めた。而してこの特性が僧侶の影響によつて女子を一層迷信に陥らしめたり又は一層能く改めさしたりするのである。畢竟宗教は犯罪に對抗することは出来なからうが道德的臆病と合同した宗教的感情は女子が犯罪より遠ざかることを得しめるものらしい。

其故に女子も男子の如く其の犯罪を増加せしめることが出来るのである。此が既に起つたことは本論文の始に記載した統計に於て説明した所である。此等は女子が大に經濟的作業や職業に入り込み其の爲め女子の位置が男子の位置の如くに高上した所の文明國に於ては女子の犯罪は女子が今尙家庭に於て隔離されてをる所の國に於けるよりも高率であることを示す。有効なる統計は女子の犯罪は大なる經濟的獨立に達した時に速に増加するものであることを示す。これは必ず女子の犯罪が男子の犯罪と同等になるであらうと云ふことを意味しはしない、然し女子の社會的位置は男子と同等になるであらう、何となれば兩性間の生活的な肉體的及び精神的相違は常に保存するであらうそれが女子の相對的犯罪を低下せしめるやうにならう。

第七章 不起訴の女子犯罪

表面上女子の犯罪を少なからしめる第二の理由は不起訴の女子犯罪が不起訴の男子犯罪よりも多いと云ふことである。即ち犯罪統計中に記載されない女子の爲した犯罪は男子のそれよりも非常に多いのである。これは一つには上に記載した女子に示されたる情實によるものである。然しそれは主として女子の犯罪は男子の犯罪よりも發覺が一層困難であると云ふ事實によるものである。男子の犯罪よりも女子の犯罪の多いのは共犯である。共犯を看破することは單獨にて爲されたる犯罪よりも一層困難なことは明である。多くの男子の犯罪は背後に止る所の女子の共犯者によりて助けられてゐるのである。犯罪統計が女子の贓物故買の非常に多くを示してゐる事實は偶々女子の共犯の範圍の相當に廣いことを示す所の徴證となすことが出来る。加之女子は假令學問上の意義に於て共犯とならないでも多くの男子は女子の爲めに犯罪を行ふやうに教唆されるのである。事實上女子には男子以上に起訴しない犯罪があると云ふことが女子の裁判上の犯罪が少ないことを十分に償ふものになるのであると或る著者は云つてゐる。

然し起訴しない女子の犯罪を加へても男子の犯罪と同等であるか否かは問題である。女子の生得的特質並に其の社會上の位置の爲に女子の非社會的傾向は假令多くの種類の犯罪と同様に害をなすとしても犯罪者とならない所の不道德なる形式を取ることが多いであらう。吾等は女子は詐欺、虚偽、偽善惡口、陰口、誣告罵詈等に於ては男子よりも勝れてゐるが社會的共同と正義とに就ての感覺は弱いものであるといふことを信するものである。此等の特質のあるものは普通に犯罪となるべき邪惡と呼ばれてさへもをらないのである。而して社會に於ける軌轍の永久的原因であり、而して非常なる不幸の原因を與へるものとさへも云はれてをらないのである。だから女子は隔離された生活様式によつてある犯罪より救はれてゐる間は、女子は上記の多くの不道德より女子を救はうと思ふ所の生活の廣い輪廓を得ないのである。

だから道徳上から兩性を比較することが出来る限りは男女は多分同程度のものであらう。然し最嚴密な比較を爲すことは出来ない、何となれば男女は其の様式を異にしてをる、だから男女は全く同様な標準で判斷することは出来ないのである。

第八章 醜業と犯罪

本論を終るに先き立ちて醜業と犯罪との關係を簡単に述べることが必要である。犯罪學者は醜業は大體人の犯罪と等しいものと考へた。實際上ロンプロゾーとフェリーは醜業婦と犯罪とを分類する限りはかゝるものとして之を研究せんとした。かくて女子の犯罪の總數は男子の犯罪の總數よりも多くないとしても等しいものとしたのである。此の原理の中にも多少の眞理はある。本來醜業婦は犯罪を爲す機會があれば犯罪者と爲つたにちがいないのである。醜業婦の間には精神薄弱者や精神病者もあるし其の他は種々の方法に於て異常者である。彼等醜業婦の多くが醜業を爲すやうになつたのは其の娯樂の要求から衣服や寶石を得且つ其の弱くして怠惰なる特質が要求する所の放縱なる生活を爲すのに最も早い方法であるからである。同様な目的を達せんと願ふ所の男子は犯罪の道程に手を下さざるを得ないのである。社會が醜業を強く責めるのは醜業生活に入込む所の女子は立脚すべき公衆の意見に鐵面皮であつたり頑固であつたりするからである。加之醜業は普通女子を墮落せしめるものであり且つ屢々之を犯罪に導いたり又は犯罪の共犯に導いたりするものである。

然しバルメレーは假令時として醜業を犯罪として法律によつて定められたとしても醜業と犯罪とを同一視することは馬鹿氣きつた誤であるとしてゐる。同時に之は現行の道徳的標準の大なる破壊として考へられてをる、之は犯罪よりは寧ろ不身持と呼ばなければならぬと云つて次の二項目より論じてゐる。

第一に醜業並に其の花客の動作は大概は常に人間の自然的衝動に應ずるものである、而して彼等は相互に同意の上で行ふのであるから彼等の行爲は相互の間に衝突の起ることのないのは犯罪行爲と比較にはならないのである。第二に多くの女子は工業や職業に十分機會の均等を得てゐないのであるから經濟上の必要によつて醜業せざるを得ないやうになるのである。従つて醜業は大部分女子の職業的活動である而して男子の職業と同様なものであり且つ男の犯罪よりも職業的活動である。

ハ氏の意見は男子の犯罪に就ても事實である、何となれば犯罪は本來制御せられざる人間の衝動によるものである而して人が經濟的必要によつて犯罪の道程に入らしめられるときにはある意味に於て職業である。然し此等の状態は醜業に於て特に然りとす。醜業は個人的利益を害するやうな衝突に導くことは少なくあり且つ該犯罪的行爲の埒外にあると云ふのが事實であるから醜業が社會に害がある時には行爲の犯罪的形式よりも寧ろ身持と呼ぶべきである、と云つてを。果して然らば政府は公衆衛生上至當の態度を取るべきである。従つて廓清運動の如きも問題となつたり、我國の公娼制度の如きも止むを得ないことになりはしまいか、然し之は又別論である。

窓の考案

(障子は非衛生也)

窓はどんな風に作つたらよいかといふに、これは一番上の方の左右の兩隅が最もよく光線をまき入れるので方形に作るのが最もよくゴシック風にするのは衛生上不利谷である。またガラス

窓の棧はあまり太いと光線の入るのをさまたげるものであるから近ごろ流行してゐるやうに、窓の上の方に混雜した棧を裝飾として用ふるのはよくない。これはむしろ窓の下の方へ持つてゆくべきもので、かうすればガラスの破損を防ぐばかりでなくたとひ破損しても極はめて小さいガラスの一枚か二

枚を取替れば済む。今ガラスと障子紙とが光線をさへぎる度を比較して見ると普通のガラスは一〇乃至一三%、障子紙は平均四八・五で障子の紙になると七〇・七%になる。これを見ても障子がいかに非衛生的であるかわかる。

歐米に於ける不良少年の狀況

三好 豊太郎

第一節 獨逸

獨逸帝國內に於ける少年犯罪者(輕罪及重罪を含む)の罪種別に就いて電見するに、一八八四—一九一五年の狀態は兩年共に財物犯罪の多いことを示し、七九—七七%を占めて居る。其總數を見れば、一八八四年を二〇〇、〇とすれば、三十一年を経たる一九一五年には二二八、一とな

り、此年間に於ける増加は、著しきものである。今更に犯罪總數に對する一八歳未満者の比を見れば何れも成年犯罪に對する一八歳未満者の犯罪の増加せるを見ることが出来る。就中脱走及殺人罪のものが甚だ多くなつて居る。此三十一一年間の變化を毎五年毎に檢すれば一九一〇年迄は略々九—一〇%であるが戰爭開始の一九一五年に至つて一四一六%に達して居る。伯林の狀態に就いては一九二二年の

一八歳未満者の犯罪に就いて擧げると、一八歳未満者の犯罪總數に對する比は六・二%で犯罪は財物に對するものが最も多いのである。獨逸の伯林其他の大都市に於ける、戦後の不良少年の増加は著しいもので、ヘルウエツヒ判事が發表したる所に依れば、

開戦後至る所一箇月間は急激に裁判所に送致さる、少年數を減じたのであるが、爾後次第に増加し、十二月に至つては、未曾有の狀況を示した。そして其等の種別を見るに、或る都市にては窃盜が著しく増加し、(殊に密獵等の食物に關する窃盜)或都市にては暴行殊に少年の惡戯に類する輕罪が増加した。其等を通じて觀察するに、

其多くは重大ならざる犯罪である。之は一般社會が神經過敏となつて居るが爲に、平素は然かく重要視しない犯罪

歐米に於ける不良少年の状況

罪に、徒らに訴訟を起すことも與かつて力あることであらう。

又一説に依れば既に墮落した者又は處罰せられた者には却つて戦争が道徳的に發奮せしむる動機を作つたものゝ様である。之等の少年の大部分を占むる十六七歳のものが、志願兵として、出征した事は明かに之を語つて居る。然し十六、七歳以下の少年の犯罪は、著しく増加したことを述べて居る。殊に後者は警察權の弛廢と家庭監督の不充分とに依つて、其著しきを加へたものゝ様である。』と。

家庭の生活が、戦争に依り破壊せられ犯罪をなす様になつたものに就いては、次の様な記述がある。

『父は戰場に出て、其家庭を省みる邊は全く無く、母は産業に従事して、一日の大部分を工場に過して家庭を離れて居るものが甚だ多くなつた。そして教師は軍事に召集せられ(プロンヤのみで六〇〇)人が一九一六年に出征して居る)校舎も亦軍務に使用せられ、少青年は大都市に集中し、警察權は缺乏し、目的もなく街路を徘徊

するものが多くなり、肉感的なる讀物や活動寫眞に刺戟せられ、不安なる戰時気分や、貧困や、勞働過剰や相續つて少年犯罪を醸成して居る』と。

第二節 佛 國

佛國に於ける未成年重罪者の状態に就いて一八八一年より一九一一年の趨勢を見るに、減少の傾向を示して居る。更に輕罪者に就いて見るに、輕罪者は逐次増加して居ることが明かである。巴里市に於ける状態につき一九一九年の統計を見るに被拘引者の罪種別は、財物に關するものが、男女共に多いことが之に依つて明である。犯罪細別に就いて見ると、一九一九年に一六一——一七のもの男女二二八七人中六〇人以上を數ふるものゝ中、單純なる窃盜及浮浪者の數多いことを示して居る。

之等の被拘引者の總數を見るに、一九一〇年と一九一九年を比較すると、二倍以上となつて居る。ルーエン及マルセーユの少年保護委員の報告に依つて見れば、

『十六歳以下の不良少年數は著しく増加し、不良少女は

一九一四年の方が幾分少くなつて居る。然乍ら是は、警

察署の取締りの寛かになつた爲であるらしい。其は賣淫の媒介をして、處分されたものが急に、増加した爲に議會の問題となつたことで想像がつく、街路を徘徊する不良少年團(Shed)は頓に増加し、一度其處置を誤れば、革命家と提携するのであるから、特に戰時の様に、殺氣立つた時には、此憂を感ずることが、一層深かつた』と

監獄雜誌 (Revue Penitenciare) に依れば、

『十五歳以下の學齡兒童が、毎日町の道路を徘徊して、怠惰や浮浪の惡習に染み、交通や秩序を亂し、事故の犠牲となるものが甚だ多い。而して兩親は充分に注意せず平時嚴重に取締つて居る法今は、弛にされて居る状態にある。是等の原因は、主として父の出征や母の勞働によると、屢々述べられて居る。』と

に至る趨勢は、遂次其比を減じつゝある

一九一四年末現在に於いて、感化院に入院せるものは國立感化院(九ヶ所) 二〇六六人 私立感化院(三三ヶ所) 五三四人 である。之等感化院にて矯正されしものに付入院の理由を見るに親の申出に依るもの最も多いのである。

彼等の年齢の明かなるものに就いて、其構成を見ると一〇—一四歳の が最も多い。

出生關係に就いて見れば、私生子は八、二%になつて居る。兩親の状態に就いて見れば、兩親の何れかに缺陷あるもの七九、九%である。教育程度に就いて見ると、無教育者三六、八%である。

不良少年問題に就いては伊太利に於ても、盛んに論議せられて居る。ジュネーリオ、ベネリ氏は一九一六年十一月に述べて曰はく、

『出征したる軍人が子の教養を忽にするもの多きこと、多くの殉國者の孤兒が増加すること、四肢を失つて家族を養ふことの出来ない多くの父の歸ること、さうでなく

第三節 伊 太 利

伊太利に於ける未成年受刑者の一九〇九年以降一九一四

歐米に於ける不良少年の状況

歐米に於ける不良少年の状況

とも、恐るべき、戦争地帯で父は脅かされた生活を送り、母は日、苦悶と悲嘆とに沈む中に成人すること等を考へると、戦後の不良少年問題の如何に重大なるかを考へざるを得ない」と。

シゲノール、ベネリー氏が伊太利全国に亘り、各地方官に不良少年の實狀に關する報告を求めたるに、其報告は種々であつた。其の二、三を挙げると、『不良少年の主なる原因は、是が保護の任に當る吏員の取扱不充分的爲である』といふものがあり、ミランの報告には、父は軍隊にあり母は工場に通ふことを原因としてあり。ボログナの報告には、父の出征する爲、家事の訓練弛廢することが原因なりとしアンコナの報告には、少年保護に投下し得る資金を、戦争に大部分吸收せられたるが爲に、之等の事業の振起せざるに依るとした。

第四節 英國

英國に於ける全汎の統計資料は之を得ることが出来ないので、倫敦に於ける状態を記せば、騒擾と共に又は騒擾なく

して財に對する犯罪が、最も多いことを知ることが出来る。倫敦に於ける少年裁判所扱ひの事件に就いて、一九一三年度の状態を窺見すれば計四三二六人に對する比は矢張り單純なる窃盜が五三、五%を占めて居る様な狀である。

十二歳以下のもので勤勞學校に入りしものは一九二〇—一九二一年に於ける統計に依れば、窃盜のもの六七%を占めて居る。二一—一六歳のもので感化院に入りしものは窃盜の多いことは、前と同様である。戦時の全英國の狀態に就いて、英國内務省、サー、エドワード、トラウプ氏は述べて曰く、

『余は一六歳の少年に爲さるる犯罪數の近來に於ける増加に關して、調査すべき命に接し、十七の大都市に於ける警察署に對して、回答を求めたる結果は、一九一四年十一月より一九一五年二月に至る三ヶ月と、一九一五年十一月より一九一六年二月に至る三ヶ月を比較すれば、處罰し得る犯罪は、二六八六人より三五九六人に、各都市に於て、等しく増加し、而して之れが原因は主として、窃盜の増加に依り殆んど五〇%を占めて居る』と。

然も之等の數字が、決して過大の見積ではなくして、寧ろ實狀よりも少いものであらうと、セシル、リーズンは述べて居る。之が因つて來る所に就いては、多くの著者に説述せられて居る。即ち前と同様に父母の不在なことや、學校を他の目的に使用することや、二部教授やを舉げて居る。リーズンも之に就いて曰く、

『學校が病院に用ひられたるもの、全體で、一二〇〇校であつて其等の兒童は附近の學校に分配される結果授業時數は勢ひ少くなり、父母共に不在勝な、監督の不行届な家庭に居る時間が多くなつた』と。

米國勞働省の調査者の意見に依れば、

『嘗に學校に居る時間の少くなつたばかりではなく、學校教師や、クラブや、兒童遊園の指導者が、居なくなつて終ひ、教育は忽にされて、早く既に獨立せる賃銀收得者となり、放縱なる生活に日を送る様になつたことは、相須つて、彼等の數を増加したものであらう』と。

感化院及勤勞學校督學官ラツセル氏は曰く、

『收容せる少年は多くは、戦前よりも其生理狀態は佳良

である。之は兩親の生活狀態が良くなつた爲であつて、從來よりも餘程健康となつた然乍ら低級なる讀物や新聞紙の影響を受くるものが多く、又娛樂場の附近で、各種の種癢行爲が夜間行はれた』と。

第五節 露國

露國に於いては参照すべき統計が殆んど無いので、唯記述を試みることにする。資料は凡て、前出の *U.S. Department of Labor, childrens op. cit. P. 31—32* に依つた。

戦時中に於ける露西亞の不良少年少女の三大眼目は、浮浪、窃盜賣淫、の三であつて是等の收容所は少年少女を以つて溢れ、少年裁判所の判事や事務員は奔命に疲れ、不良者の驚くべき増加は、彼等の異口同音に述ぶるところである。

之れが発生に就いては其大部分は、前述した諸國に於けると同様、父の出征、母の勞働、學校の軍事使用にあるのであつて、是に更に、家庭の分散、産業狀態、女子に對する法的の保護の缺乏を舉げることが出来る。モスコイ少年裁

歐米に於ける不良少年の状況

判所判事マターン氏は此状態に就いて、全然戦争のみに歸することは出来ない。其れはたゞ少年の生活する不利益なる社会状態を殊に促したものであると説いて居る。

之よりも更に重要なものは避難民に關する問題である戦争地帯からモスコに避難し來る何千の避難少年に對して、當局は之れが救済に到底十分なるを得なかつた。殊に少女の避難者は鐵道沿線の停車場に集合し、容易に口入業者の犠牲となつた。そして既に墮落した少女が無垢の朋友を誘惑することも頻りに行はれた。

キエフ戰時罹災民救助委員會出張所の報告に依れば、キエフ附近の無宿浮浪の少年は急激に増加し、彼等の徳性は墮落し、勞働を厭ひ惡戯を好み、漂浪生活をなして遙かに、コカサス、ヴォルガ、シベリア方面に行き、冬になれば養育院に入つて、衣類を與へらるれば逃走して終ふといふことである。

モスコの日刊新聞 *Pravda* に依れば、モスコの産業は戦争に勞働力を吸收せられ、地方の村落より青年を募集して之が急に應じたのである。爲に夫等の村落で

はモスコの賃銀の高いことに就いて、風評が盛んになり、彼等は何等の貯へもなく無經驗な體で、被服をも持たずにモスコに出て來て、公衆喫茶場や停車場や貨物車に寝ね食物も無いのであるから、人の物を盜むのは、誠に止むを得ない事である。眞夜中に飲食店の前を通ると、九歳乃至十五歳の少年の群つて居るのを見る。又多くの宿屋ではウイスキーを賣つて居り、賣娼婦も澤山に居る、斯かる宿屋を壓へば、ベツトを得ることに困難する」と。

勞働に従事して居る少年に關しては、レヴィツキー氏の報告がある。氏は曰はく、「少年に就いては、戦前の状態に比して、寧ろ注意されて居るが、少女に至つては省みられることが少なく、雇主は勞働時間、休憩時間、最底年齢に就いて、全く之を無視して居るそして彼等の命令の儘に勞働せねばならない。かゝる状態は大工場も小工場も、料理店も宿屋も同様である」と。

第六節 米 國

米國全土に於ける不良少年總數を知るべき適當なる資料

なきが爲に紐育市少年裁判所の報に依り、同所に於て取扱ひたる不良少年の件數を擧げると、(一九一九—一九二〇)五—六〇〇人宛取扱つて居る。男女の比は一九二〇年に就いて見れば、男六一、一%女六、六%である。

シカゴ少年裁判所創設以來二十ヶ年間に取扱た總數は、一七、〇〇〇件である。又一九一五年—一九一九年迄の取扱件數は三七、八八一件である。

紐育少年裁判所にて、一九二〇年に取扱ひたる少年の不良行爲は男子は五〇%女子は六六%が財産に關するものである。彼等の年齢に就いて調査した處に依れば七—一五歳では一五歳が最も多い。

コンネクチカット州ニューヘーヴェンの少年裁判所に依れば、其の生國關係は、外國生れの白人及黒人が少年裁判所の取扱を受くるものが多いのである。

米國生れの白人の兩親の國籍は伊太利人愛蘭人が最も多し。

更に一九一四—一九一九年に取扱いたる彼等の職業は、在學

中のもの大部分を占め、次は工場勞働をするものである、少年裁判所に訴訟せられた回数は一〇回以上のもの可なりになつて居る。

少年裁判所に檢舉されたものは、右の様な有様であるが一般の少年の生活状態に於ても、風紀亂れ、公園、舞踏場等にて能く見ることが得るといふことであつてルズヰコーウエン氏の次の報告は之を証して居る。参考のため茲に記すこととする。

「公園に於て青少年は賭博に耽り、十八歳頃の女で、過度に酒を飲んで居るものや、三歳位で酒を飲まされて居るものがある。幾組かの女子が、男裝をしたり、野球服を衣たりして戯れ、多勢の中で、抱擁するものが至る處に見られた。多數の少年が眞夜中迄、公園を徘徊し、三々五々男女相伴つて歸路につく。其他の劇場、舞踏場等これと殆んど同様である」と。

行刑事務に關する

ペンシルバニア委員會の

プログラム

現行法によりて刑務所製品購入の許可ある公務所及其代理店に刑務所製品の一大市場を發達せしむるを要す。

此制度にして適當に管理せられたるときは勤勉なる受刑者に對し其生存費を支拂ひ又其家族の生活費を著しく補助するに充分なる勞銀を儲けしむることは可能なるべし。

(四) 公民としての教育及訓練をなすこと並に受刑者に希望を惹起せしむる如き學問を教授し且つ之れを練習すること

(五) 自由狀態に於て完全なる監督を受け常に安全なる普通生活を爲す機會を與ふること

此の機會を與ふことは既に實施中の刑の執行猶豫制度及假釋放制度を堅實に發達せしむるに因り増加すべし

此等につき良好なる成績を得せしめん爲委員會は次の諸項を確認せり。

(一) 分類處遇を個性考査に変更すること

刑務所收容者の約過半數は恐らく精神上又は身體上に缺陷あるか若くは疾患あり。故に彼等男女を適當に處遇するには刑務所に於て鑑査し收容せざるべからず。刑務所問題は大部分醫學上の問題なり。

(二) 農場又は工業場を拘禁所に代用すること

嚴正監禁を要する受刑者は比較的少し。

故に全受刑者を鋼鐵製の籠に拘禁する設備をなさざることを得。

(三) 怠惰防止の爲教育可能性の收容者に對し職業訓練の伴ふ生産的作業を課すること

1、 東部及西部刑務所を設置する爲フィラデルフィヤ及びピッツバフ附近即ち此等市街區画より僅かに隔りたる便利の地を擇定し廉價にして刑務所を建設すること

2、 地方刑務所を漸次廢止し州立の工業場又は農場を以て之れに代用すること

多くの郡は刑務所を建設的の社會力となすに適當なる擴張計畫を實施するを得ず

3、 受刑者に對する作業及び職業訓練は左記事項の實施により有利なるべし。

a 刑務所勞働に對する市場を擴張し且つ刑務所勞働の生産力を増進すること

b 公務所使用品の標準化すること

c 刑務所の作業實施につき議會より附與せられたる權限を擴大すること

斯くの如くせば附帶的に刑務所の經營費を減少すべし。

4、 裁判所の保護觀察許可權を擴張すると共に保護觀察

行刑事務に關するペンシルバニア委員會のプログラム

察事務を改善して宣告猶豫 (Unsettled Sentences) 及保護觀察の運用を増進すること

5、 假釋放者の適否を判定し又釋放後に於ける假釋放者の行動を監督するに完全なる州立假釋放局を設立すること

6、 各種の方法により刑務行政上に新思潮殊に科學的及人道的精神を鼓吹すること、斯くの如くせば人格高く優秀なる人々は此事業に進んで従事せんとて集來すべし

本委員會の現事務所はフィラデルフィヤ、ペンナの第十五番通り四一九番にあり。非常に醫療的法制 (Criminal Legislation) の必要を力説せる此委員會のステートメントはペンシルバニア刑務協會により全部承認せられたり。

協會の廻狀中より次の數句を引用せん。

一九二三年の立法は全體としては成立したるものより然らざるもの寧ろ多きは明かなり。故に爲さるべからざる事項多し。不定期刑條例の假釋放制度

行刑事務に關するペンシルベニア委員會のプログラム

の完備によりて理論上完成の域に到るべし。此制度は假釋放局を創設して刑務所より社會に復帰せしむる受刑者の適否を判定するを最大の目的たらしむるの外假釋放中に於ける彼等の行動を監視し旁ら本制度の施行並に發達を完全ならしむる根底として之れが運用及び効果につき研究せしむるときは最も完成するを得るものなり。

州は前議會に於て制定の貧乏線を離るゝを得たるときは東部刑務所の建設地を某田舎に得たり若くは郡刑務所問題の最後の解決案として少くとも一個の州立農場又は工業場を建設する經費を捻出するを得べし。兎に角二三の郡に對して唯だ廢棄したる受刑者の收容費を支拂ふ傳來の慣習は全行刑制度より一擊に廢止すべきなり。

(芥川生)

官廳の執務時間改正

官廳執務時間の改正は左の如く發表された
關令第四號
大正十一年關令第六號中左の通改正す
第一項を左の如く改む
官廳の執務時間は休日及休暇日を除き左の通とす
四月一日より七月二十日迄
午前八時より午後四時迄但し土曜日は午後十二時迄とす
七月二十一日より八月三十一日迄
午前八時より午後十二時迄
九月一日より十月三十一日迄
午前八時より午後四時迄但し土曜日は午後十二時迄とす
十一月一日より三月三十一日迄
午前九時より午後四時迄
第四項を左の如く改む
本廳長官は所屬職員に對し七月二十一日より八月三十一日迄の間に於て事務の繁閑を計り二十日以内の休暇を與ふることを得但し事務の都合に依り當該期間内に於て休暇を與ふることを得ざる場合に於ては他の期間に於て之を與ふることを妨げず。

附 則

本令は大正十三年七月一日より之を施行す

累進的刑罰執行論

國際刑事協會獨逸支部員報告

正木亮譯

題 言

戰爭に敗れた獨逸は科學を以て世界を征服せんと努力して居る様に謂はれて居る、實際總てに保守的であつた獨逸は總てに醒めて來た、急天直下の勢を以て、

クロネ派の保守的刑政も亦今日では激しく進展して來た、嘗て彼等によつて征服されて居た累進制度論は今や此の保守的刑政を蹂躪せんとして居る。

茲に一九二二年六月にはゲツチンゲンに催されたる國際刑事協會第十八回の獨逸支部會は獨逸に於ける累進制度の採用を議してハレ刑務所長ハンツ、エルガー氏及びブレスラウ大學教授エベルハルド、シュミット氏の累進的刑罰執行論及び右二論文に對するゴールド、シュミット、リスト、ヘル、アシアツヘンブルヒ、フオンーヒツペル。シユワンドナ、ボンヂイー、ヒユウルスベルヒ、ボーレンツ、フロイデンタール氏の賛否論を公にして居る。

論者エルガー氏は既に十六年間刑務所長の職にあり傍ら刑罰執行論を世に出して吾々の學理及び實務を指導して呉れられて居る人である、余は最近(一九二二年)同氏の著書「刑罰執行の教化思想」(Der Erziehungs-Ianke im Strafvolk)を讀んで如何に同氏が刑罰執行の社會化といふことに重きを置かれて居るかを知り同氏の遠見に敬服せるものである私は

累進的刑罰執行論

今再び同氏の累進的刑罰執行論を読み氏が決して單なる實務家に非ずして經驗ある行刑學者なる事を信する者である。論者エベルハルド、シュミット氏はリスト教授の門下生としてリスト教授の亡きのち其の遺著刑法論第二十三版を刊行した人である、刑罰に對しては好んで歴史の考察を爲し「十六世紀より十八世紀に至るプロイセン及びブランデンブルグの刑罰執行の發達」「フリードリッヒ、ウイルヘルム一世及びウイルヘルム二世の刑事政策」等は吾々に行刑歴史を教へることが少くない。

此の二論者が互に其の蘊蓄を發表せられたる二論文及び吾々に忘れることの出来ぬゴールドシュミット、アシアツヘンブルヒ及びヒツベル諸氏の賛否論を余は累進制度論採用の傾向を來して來た我國の實務家に紹介しないでその儘にして置くことに忍びない、之れ私が敢て貧弱なる語學と拙劣なる文章を以つて紹介せんとする所以である。

譯文中累進的刑罰執行なる文字を用ゐて居ることに付て一言ことわり度い。

累進的刑罰執行は從來當局が用ゐたる階級處遇制度による刑罰執行のことである、余は常に累進的なる言葉を用ゐて居るが故に總て此の言葉に従つたのである、加之原文の意味を少しでもくづさないが爲めに、(譯者)

x x x x x x x x

ハンツ、エルガー報告

吾々の刑罰執行を一の新組織により又一の刑罰執行法規により改良し完成せんとする今日の努力に對し、刑罰執行に付ては結局人と人との問題即ち官吏と受刑者との問題に關するものである故に刑罰執行を公正に行ふ人を見出すことが唯一の根本になるといふこと夫れ故制度や組織に於て改善を計らんとすることは誤れる希望に過ぎないといふことを以

て屢々反對されて居る、此の批難は直ちに否認することは出来ない即ち此の批難は、刑罰執行の發達に及ぼしたる最も強き効果は常に多くの人格者に負へるものであるといふところに基くことが出来るのである而して余は實例としてイングランドのハワード(Howard)とクロフトン(Crofton)アメリカのプロクウエー(Brookway)獨逸のフリードナー(Friedländer)ユリウス博士(Dr. Julius)及びウヰッセルン(Wideman)を擧げる、さり乍ら若も一歩進んで外形上の設備組織及び刑罰執行制度の價値を認むること少く且之に關する總ての理論上の考察や實際上の研究を無價値なものと認むるならば本質上争ふべからざる此の眞實を反て眞實でなくするのである、此れ等の設備、組織及び刑罰執行制度の價値に於ては確に刑罰執行の改善のみが根本となつて居るのではない而して此れは若しも不器用な者が最も高價なものをも毀す様に、官吏が悪く爲めに之を利用することを知らなければ總てが完成しても批難せられるであらう、さり乍ら同時に設備が益々よくなり益々完全になるならば官吏にとつてその設備が一層たやすいものであり且刑罰執行を活用力あらしめ效果多きものにするといふことは争ふことが出来ないのである。

前に述べたハワードやクロフトンの様な人々を刑罰執行に身を委ねさせることは吾々の力では出来ない、彼等は天の賜である、然し吾々には刑罰執行を完成する爲めに理論的に且實際的に働くべき使命があるのである而して前述の人々は此の點に於て正に先例として吾々の魁けをなして居るのである、故に余は正しい刑罰執行制度の問題のみに全然満足なる價値を置かれ得るものでないことをも信するのである。

一般に刑罰執行制度の名稱を殆ど得て居ない雜居拘禁は假令之がオーバーン制の如く晝間雜居拘禁に夜間隔離を加へ看守に答を使用する事を許すに至る程の嚴重なる懲罰によつて沈黙を實行しようとするとも洵に意味深長なるものである、雜居内に於て受刑者が受くる消徳上の感染は他面の悪化が良い官吏や教誨師や教師の教化をも限想的にして下程強い者である、雜居の場所に於ては常に一番悪い者が優勢である而して彼等は惡魔の如き詭計を用ゐて未だ完全に墮

落せざる者の善い決心を動搖せしむることを知つて居り彼等の惡戯と嘲弄とによつて官吏の忠告や活動を彼にたくなくすることを知つて居る。雜居房で話す話の大部分は淫猥な話や冒險の度を越したことを誇大に説明する過去の犯罪や將來計畫する犯罪が話題になるのである。之に加はらないか又は全く嫌厭の色を表はす者は睨まれる而してきつと惡計が施されるのである。それ故善者も形式上他の者と同じく惡くなることを強いるのである。而して晝間始められたことが夜間になると寢室に於て屢々信じられない様な破廉恥な行を以て繼續されるのである。若しも刑務所 (die Strafvollzug in Gefängnis) を犯罪の大衆と謂ふならば雜居拘禁が正に夫れに當るものである。

故に雜居に比し常に獨居の方が非常に優れて居るとせられたのはむべからぬことである。作業を有する受刑者は毎日官吏に會つて話すことが出来るといふ寛大な取扱を受けて居ても矢張り散歩教會參り並に學校時間や自由時間中には假令他の受刑者と交談を禁ぜられて居るとも之と交談をするのである。而して如斯き者と雖も經驗の示すが如く決して彼等が色々な事情の下に刑務所の拘禁を解かれたよりも多く精神上の礙げを惹起するものではない反對に彼等は非常に有意義なる成績を現はして居る。懲罰の取扱は非常に軽くなり且雜居拘禁にては重い懲罰を絶対に避けることが出来ないのに反し獨居拘禁に於ては善良なる行の人に就ては全然懲罰をなくすることが出来るのである。就中自ら墮落せしめられない様にしたといと考へる受刑者は豫め彼の意思に絶えず及ぼさるゝ惡感化を避けて貰ふことが出来るのである然かせれば彼は竟に此の惡感化に墮するに至るのであらう。然し獨居拘禁は官吏にとつて一番不良な受刑者をも感化し易くなるのである而して監房の靜寂が反省と改悔を爲さしめたる受刑者の數は少くない。然も拘禁制度としての獨居拘禁は、精神上並に肉體上の不具者には假令常に實行しないにしても、明に缺點がある。長期の獨居拘禁に於ては一定の目的に達する爲めに努力する結果受刑者の元氣を衰亡すること、獨居拘禁が受刑者を意思薄弱にし愚鈍にすること而してその爲めにその受刑者は服役後生存競争に堪へ得るものでなくて反つて劣敗者になることは否定出来ないのである。然り受

刑者は彼が使用する總てのもの即ち糧食被服作業が毎日彼に與へられると雖もそれは彼の運命に對しては無と同じに變化したのである即ち彼は最早生きて居るのではなくて生かされて居るのである。然し吾々が道德上の弛緩や意思の薄弱は正に能動的犯罪傾向以上に犯罪主要原因であるといふことを是認するならば刑罰執行は第一に道德上の努力、意力を弱はくしたり又は殺すことなく反て之を強くし又活氣あるものにすべきものであるといふ點に着眼し受刑者に對して努力することが出来且彼の意思に「の新しい道德的に缺點なき内容を與ふべき目的を示すべきことに着眼するに至るのである而して之れにより刑罰執行は犯罪を防ぐ上に於て活用力ある方法となるのである。

右述べた點に於て獨居拘禁が排斥せられたる間に之點に關し累進的刑罰執行は只その必要とするところを補はれたる拘禁方法を提した而して其方法は經驗の示したる如く正しく取扱はれ同時に吾々がその方法に期待したると同じ結果をあらはしたのである。故に累進的刑罰執行は外國に於ても亦漸次廣まつた殊に例へばアメリカ合衆國イングランド、ウシガルトン、クロアチア及びボスニア、フィンランドに、次でデンマーク、ノールウェー及びイタリーにも擴まつたのである。獨逸に於ては累進的刑罰執行は從來僅にウヰットリツヒの少年刑務所 (Jugendgefängnis) に行はれ次で最近パウツエンに於ける少年監區 (Jugendabteilung) に於て實施されて居るのみである。然し累進的刑罰執行はウヰットリツヒに於ては其の十數年の實施によりて此の拘禁制度の價値に對して完全に效力ある證明を擧げ得たと同じくその證明はパウツエンに於ても亦全然同じ程度に擧げらるべきである。

累進的刑罰執行に關し諸君に報告を致すことは余の今日の責務である。

先づ累進的刑罰執行を適用しなければならぬとすれば特定な組織上の三つの假定を充實しなければならぬといふことを決定すべきである。第一假定として余は刑罰執行に於ける教化目的 (der Erziehungszweck im Strafvollzug) の認識を特に申述べたいのである。何となれば此の目的に確信を有する人丈は拘禁制度が結局大なる價値を持つことが出来るとい

ふことを信ずるからである、之に反し自由刑に痛苦の増すことのみを期待する人並に法律違反者を精神病者とのみ認定する人は醫師の取扱を必要とし戒護や保護よりも拘禁制度に重きを置かないのである。

されど受刑者の教化 (christliche Besserung) は實際可能なことであるが、此問題に委しく立入ることは此の關係を余りに廣くするであらう余は此の點に付て刑務官としての余の十六年の經驗の結果として余は此の關係に於ては從來の如く樂觀者であるといふこと及び余は一步進んで受刑者の大部分の者が此の問題を肯定するに違ひないといふことを大いに主張し得るのである、此感化力は年齢や保護を忽がせにして居る程度によつて異なることは勿論である、故に吾々が教化目的を刑罰執行に對する基調 (den massgebenden Gesichtspunkt) として認めるならば受刑者を其の感化力に従つて一定の設備内に集めることを奨励するのである。

重懲役者に對しては二組に分ければ充分であらう即ち教化目的が主たるものとならなければならぬ未成年の重懲役者と未だ前科なき重懲役者及び勞働力の保證と利用に一層考へ及ぶべき老年重懲役者累犯重懲役者の組である。

懲役者に對しては余は三組の構成を提案したい即ち第一、二十一歳迄の受刑者第二、三十歳以上の其他の前科ある受刑者第三、一年以下の輕懲役に處せられたるものが只一度あるだけの受刑者、第三、三十歳以上の其他の前科ある受刑者——從來此等の組を一つの組に入れて了つた爲めに感化力に關し絶對に正しき判斷が主張されなかつたことは當然のことである、此處は只是論に關するものを述べる但し此の論は價值多き主要點を認めたものに限るのである、未成年重懲役者と輕懲役者の第一組及第二組即ち三十歳迄の總ての受刑者と未だ一回も前科なきか又は只一度だけ輕微なる前科ある受刑者に對しては余は累進的刑罰執行を無條件にて最も善き拘禁方法と考へるのである。

第二假定として余は總ての刑務所内の生活に於ける詳細なる規則と嚴重なる懲治とを提案する、

刑罰執行が第一に懲罰と秩序に基く組織に屬するといふことは直に諒解し得るのである犯罪の最も深き根底の一は正

に犯罪者が秩序的な生活に入る能力のなきこと及び放逸のあまり法規に屈することが出来ないし又屈しようとしなないといふことにあるのである、如斯人に對しては刑罰執行は彼等を再び秩序ある嚴格なる規律生活に慣れしめ且彼等をして權力を認識せしむべき責務を有するのである、故に此の點に就ては刑務所以外の設備内の生活以上に細密なる刑務所内部規則 (Hausordnung) がなくてはならぬものである、而して之の點は此の内部規則の遵守に導き、必要あるときは之を強制すべき刑務所管理の最も重要な義務の一である、既に普通の刑罰執行が正確に定まりたる内部規則なくしては實行し得ざるものならば累進制度は尙更内部規則を必要とするのである、何とならば累進制度に於ては其組織は個々の點及び刑務所全般の生活に至る迄最も詳細に規定し且受刑者の行狀に普通以上に重きを置かなければならぬからである、故に受刑者は嚴重に錠をかけて拘禁すべきものである (Der Gefangene zwar hinter Schloss und Riegel festzuhalten) が受刑者の人格の陶冶の試みを維持するに必要な其他の人的自由は可成多く之を許すべきものである、而も受刑者の人格に刑務所刑 (Gefängnisstrafe) は本來拘留刑 (Haftstrafe) 以上にその性質を認めるといふ考へを持つて居る人は反對に刑務所の懲治及び秩序によつて上級に進めない受刑者に對しては假令後には大きな活動の自由を與へるとも始めは最も嚴しい刑罰の強制を加へるところの累進的刑罰執行を排斥しなればならぬであらう、故に刑罰強制を緩和し而して刑罰を幾分でも愉快にしようとするにのみ向ふ總ての努力は累進的刑罰執行の本質とは融和しないのである而も今日受刑者に對して原則として許して居る新聞の讀眞の使用 (譯曰、獨逸刑務所内の眞は喫眞、かみ眞なる故喫眞の文字を避けたり) 小包の受取の恩典の如きも亦累進制度に於ては受刑者に即時に許すべきものではなくて上級に於て善良なる行狀により得たる恩典として許すべきものなるに於てをやである。

さり乍ら累進制度の實行に對しては同様に官吏の事務に於てすらも懲戒を行ふことが必要である而して刑罰執行の問題即ち受刑者の教化問題を貫徹する爲めに全員共力一致することが必要である、組織が實行せらるれば各員はその組織

内に於て益々團結しなければならぬ而して假令只の一人にても反抗するものあらんか直ちに障碍を來すのである。善き官吏の團體を作ることと同時に累進的刑罰執行に對し極めて重要なことである殊に累進的刑罰執行の場合には刑務所長の人格に關係を有するものである何となれば所長は官吏の事務を正しき精神を以て充實させなければならぬからである、されど所長は全責任を負はねばならぬ故に彼は又彼の命令を遂行すべき地位に置かれなければならない、故に所長の権力は先づ弱くするよりも強くすることが累進的刑罰執行の利益となるのである。

最後に第三假定は累進的刑罰執行は長期刑即ち少くも一年の刑の場合にのみ適用することが出来るといふにある、此の點は直ちに明瞭になり得るのである、何となれば累進的刑罰執行は數個の階級 (Steps) にて受刑者をして漸次大なる自由に赴かしめるのであつて短期自由刑にありては此の時期に受刑者の行狀に關して正しき考査 (Trial) を爲すのに此れ等の階級の期間があまりに短か過ぎるからである、さり乍ら本來短期受刑者と長期受刑者とに對して種々なる刑罰執行を以て分界したる設備を設置しなければならぬといふことは實際上困難である而もその結果移送規定は一層複雑になるであらう譯者曰獨逸では一九一八年迄刑務所の兩頭主義 Dualism 即ち内務省所屬と司法省所屬とに分れ刑務所の非常に多數であることは私が刑政昨年一月乃至三月號に説明した通りであつて従つて移送手續は極めて複雑である加之獨逸は殖民地の犯罪者にて一年以上のものは本國に移送して居つたので移送手續は我が國では考へられぬ程複雑である。

短期受刑者も亦其の刑期で足りる限度に於て其の釋放日迄に高級に上すこと但し色々の情實の下に級を上げたり又恩典を賦與するといふことなき方法にて累進制度に加へるを以て此の困難を除くことが出来る、此の點に關しては短期自由刑の數が漸次なくされることを希望するに願慮すべきである、然も一九一九年の獨逸刑法々典草案は明に短期自由刑は可成避ける様に努むべきことを掲げて居ないのである。

累進的刑罰執行制度を作る特質は一體何であるか、第一の主たる特徴は受刑者が一定の階級に於て始めは嚴格なる刑

罰の強制を執行せられ漸次恩典の増加を受け以て大なる活動の自由に至るといふ事に着眼すべきである、茲に於てウヰットリツヒでは四個の聯絡ある階級があるのである、受刑者は先づ刑期の始めに第三級に入り此處にて獨居拘禁に付せられ普通の規定服 (Anstaltskleidung) を着用し且何等恩典を受くる事なくして一般規定に従ひ充實せる強制ある刑罰の執行に服するのである、各人に就き獨居拘禁の繼續を必要とする特別なる事情なき限り第二級は雜居工場にて勞働に赤の三角の付て居る普通の規定服を着用し第三級よりも多額の作業賞與金 (Arbeitslohn) 給養の増加を受け日記帳色鉛筆或は水彩畫帖及び教訓的内容の特別なる書籍並に定時賃 (Arbeitslohn) の書籍を受くるのである、第一級は前同様雜居して勞役し青服を着用する而し第二級よりも高額の賞與金及び多額の給養の増加を受ける、彼には日記帳や畫帖特別書籍の外に圖書室の目錄が渡される、之により第一級に屬する受刑者は自ら必要な書籍を選択する事が出来るのである、彼は花の繪畫や鏡を飾つて居る居房を氣持ちよくする事が出来る又一つの肘かけ椅子を持つて居る、夜は一時間程長く起きて居て燈火を點じて居ることが出来る、一週間に一時間特別の體操時間がある而して十四日目の日曜日の午後には一時間の演説時間がある、第一級に屬する者のみ減刑を申出られ得るのである、受刑者が行狀不良なるとき降下して入れらるべき第四級としての懲罰級 (Strafklasse) は嚴重なる獨居房に拘禁せられ、その級に屬する者は作業賞與金なく總ての恩典がなくするのである、彼等は教育時間にも體操時間にも加はれない只毎日普通の刑罰執行上の散步が出来るのみである、陪席判事ゲブラー (Gerichtsrat) が行刑論誌 (Blätter für Gefängniskunde) 第五十四卷に於て説明したる如きパウツェン (Bauzonen) 刑務所の少年に對する累進的刑罰執行は全く同様に規定されてある、之はウヰットリツヒ制度の影況を全く受けないでもないのである、パウツェンでは第三級は六週間毎、第二級は四週間毎、第一級は二週間毎に其級に屬する受刑者に書信を書くことが出来るといふ恩典がある、此處では第二級は日曜作業の許可を受けることが出来る、彼等には既にその居房に壁繪及び花卉を許し手工を習ふことが出来る、第一級の者はその他花壇を自分で栽培しなければならぬ。

らぬ又彼等は日曜日には自分の考へ一つで手工の練習をすることが出来る而して十四日毎に一時間「11」(Zweitan)團體遊戯にてカルタの一種)の遊戯に加はり毎週一時間體操をすることが出来る、議會にて一九二一年十二月二十八日に第二十九十八番にて爲したるビーゼンタール(Breitend)プロインゲスハイム(Promoting)の刑務所長の爲したる提案も亦何等異論はない、彼は第二級に於てその所屬者は作業賞與金にて新聞を購入し且副食物を買ふことが出来るようにし且點火者の助手(Heizkalkon)に使用し得るようになると提案して居る、第一級に付ては彼はもつと廣い恩典を希望して居る即ちその級の者は日曜日に一時間棋、ダーメ、ハルマ(Dumme, Hahn)を弄び又は個人の忍耐競争を爲すことを希望して居る。彼等は點火者として使用することが出来る而して作業賞與金にて嚙菓を買ふことが出来る様にする。第一級にては面接、其時間自分の仕事及び之に頼することを屢々許可する以外に尙他の恩典をも願慮するのである。ゲブラーの欲するが如く各級間に作業の分配を違へなければならぬかどうかといふことは私は問題だと思ふ、只最上級の者のみを特に機密に與る地位につけ得ること及び外役に對しては第二級及第一級の受刑者のみに限るといふことは傾聴に價するものがある、されど其他は各級の所屬をきめるのに受刑者の能力及び特徴に比較して願慮することを少しなければならぬのである。

同時に各級間の區別は可成大きくし且截然とすることは主要なる問題である、此の點は刺戟を出来るだけ強くし且愚鈍なる受刑者でも平氣で同じ級に屬して居られない様に爲るに必要なことである。

階級自體及び階級による恩典を詳細に定むべきものであると同様に又進級の特定原則をつくらねばならない而して此により各專斷なる手續は排斥せられ且受刑者は自ら彼の運命を開拓するといふことを認識するに至るのである而して此は第二の本質上の特徴である、

惰かるが故に恩典や大なる自由が漸次増加して賦與されるゝことが普通の刑罰執行に於ても行はれるといふことは全く

異論のあるところである何となれば累進的刑罰執行の場合に於ては先第一に刑は屢々獨居房にて執行せられ次で受刑者は雜居拘禁に付せられ且行狀善良なるときは機密にも與る職例へば最後に外役隊(Ausgangsmann)に送らるゝ爲めに下男又は料理人としての職を受ける加之小包の領收や副食物を食べるが如き二三の恩典は刑期の一部分を服役したる後始めて與へらるゝものである。

故に若し此の點にて累進的刑罰執行要求が充實される様に考へるならば此の手續も亦目的に適つて居る而もそれは累進的刑罰執行の組織を完全に誤解したものである、此の恩典と自由は常に比較的少し宛受刑者に賦與することが出来る而して之は行狀善良なる總ての受刑者に與へることが出来ないものであるから之を受ける者は多少運天のきらいがある、されど就中此の僥倖のみは各個人に對する此等の恩典や自由は如何なる時期に起るかといふ發生の機會によつて定まるものである故に同一の價値のものでも或一人の受刑者は此の恩典や自由を早く受け他の者は遅く受け更に他の受刑者は全然受けない場合があるのである。

此の場合僥倖而も僥倖の結果專斷に委ねることは累進的刑罰執行に於ては更に一つの一定の組織になつて行かねばならないのである、ゲブラーは又前述の論文の中で進級期間の確定は各個人の進級の安全辨たるのみならず一定の期間に官吏は當該受刑者の明確なる表象を作らなければならぬ且その結果受刑者の進級又は降級にも常に意を濫ぐ利益もあるといふことを認めて居るのである。

ゲブラーは又累進的刑罰執行は一の組織にならなければならぬといふことに付て論じて居る、然も彼が最後の結論に至り得る様に全く一の累進制度(Progressivsystem)でない累進的刑罰執行が獎勵せらるべきことに就ては余は諒解に苦しむのである。

余は特定の階級を定めること及び強制力ある專斷を避けたる確定原則に仍り、表の上の査定を基礎とする勉勵や行狀

に従ふ此の進級の詳細なる規則が、累進的刑罰執行を一の累進制度に形づくるに至らなければならぬといふことに付ては明に反対意見を有するものである。

此の點を明かにする爲めに余は實例として再びウヰットリツヒ制度を挙げよう、ウヰットリツヒにては刑期の始めに第三級に編入されたる受刑者は第二級に進級する爲めに第三級に平均四箇月所屬し更に四箇月の後彼は第一級に進級することを定めて居る、刑務所の内部規則の總ての違背は三段に分かれて居る、第一段の違犯は上級へ進級することである、日間延期せられるのである、第二段の違犯の場合は進級延期は十日間第三段の違犯の場合は十五日間となるのである、一箇月内に三十日以上 (Zwischenhaft ohne Monats mehr als 30 Tage) 處罰せられたるときは特に重大なる違犯を爲したる場合にも即時爲すことの出来る懲罰級に編入するのである、懲罰級を出る爲めには忠告を受けざる非難なき行狀を以て一箇月を経過することを必要とするのである、されど茲に於て善良なる行狀が特に賞與せらるゝならば各階級の期間は非難なき行狀を續けること一週間に付き一日及び學校や工場に於て勉勵なるときは一週間毎に更に一日短縮することが出来るのである、その他刑務所長は上級へ進級する時機が到来したるときは七日迄に命令を出す權利を有するのである、之により第三級と第二級との期間は四箇月より三箇月に短縮することが出来るのである。

此の點より成るべく速に最も大なる特典のある最上級に至ることを受刑者自身にまかせて且彼は何時上級に進級するかといふ時期を自身で間違なく計算することが出来る様になるのである、受刑者に行狀簿 (Fahrkarte) を與へることには大に獎勵すべきことである然らば此の帳簿に善い日と悪い日を記入し彼は常に行狀に注意を拂ふのである。

ピーゼンタール (Penzance) がウヰットリツヒ制度に對し刑罰の長さによつて各階級の中の滞在期間の常軌を作り次で長い刑期の場合には最上級に止まることをあまり長びかすことを防ぐ爲めに受刑者は最下級に於ても長い間止まるべきであるとの提案を爲すならば余はその提案を全く異議あるものと考へその制度が之により複雑になり易きことを恐れる

ものである、余は最上級にあまり長く止ることは大して缺點とは思はない、何となれば此の級にありても亦受刑者はその行狀不良なるときは懲罰級に下けられ再び始めからやりなほしをしなければならぬ状態に居なければならぬからである。

最後に第三の特徴として刑務所の拘禁と完全なる自由との間の中間刑務所の設立を挙げべし、例令行狀善良なる場合最上級に拘禁中の受刑者に多くの恩典や一定の自由を與へらるゝと雖も刑務所の拘禁と經過すべき階級なくして釋放する急天直下的の完全なる自由との間の間隙は多くの人を再び墮落せしむる程大きなものである然も經驗によれば釋放後の最初の一箇月が最も危険である、吾々は同時に犯罪者に付ては主として彼等が刑期中全然失はなければならぬことを速さ以上に速かなる力を以て釋放後に生ずる享樂や誘惑を受くる意思薄弱なる人々と關係のあるものなることを忘れてはならない。此の點は犯罪者を全然自由の身にするといふ一の制度だけが補ふことが出来るのである、されどその犯罪者をば特定の期間且短かからざる間一定の視察に付し且新犯行を犯したる場合のみならず行狀不良なる場合に刑務所に連れ戻すといふことを彼に知らしめるのである。

如斯過渡階級は現行法及び特に一九一九年の草案によれば將來の特赦を豫期したる假釋放或は刑の中止の制度の制定が出来たるだけ長い考査期間を以て而も力強く實行するであらう、單に紙の上の議論に止まらざる保護視察を表はすであらう。

假釋放者は一方自由の身となりて自己の生活に處すべきである、されど彼は他方に於て未だ常に視察の下に立ち、且彼を新犯行のみならず昔の輕薄なる生活に立ち歸れば最後、彼の刑執行の爲めに刑務所に歸ることが出来るといふこと、彼は醜陋、最も悪いものとの交際及び職業を輕々しく放棄することに注意しなければならぬ而して保護視察を委ねられたる人に彼の行動に關する責任がかゝるといふことを知るのである。

されど茲に特に重大なることは假釋放或は刑の中止に關して決定すべき者は誰であるかといふ問題がある、一九一九年の草案第七十條はその條文が假釋放に關し最高司法官廳は刑務所の意見を聽きて決定すといふことを定むるならばそれは正當なりや否や疑問の様に見える、(譯者曰、一九一九年草案第七十條「假出獄ノ許可」假出獄ハ最高司法監督官廳之ヲ決定ス但豫メ刑務所ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス)此の規定は先づ中央官廳の非常なる煩累となり次で第一に裁判記録を重要し過ぎ且第二に刑務所側からは一方的に形式上の善良なる行狀を強く考察し過るといふ二重の危険が生ずるのである、余には裁判所の一構成員検事局の代表者、刑務所長、關係ある教誨師及び受刑者保護團體又は刑務協會より指定せらるべき人民の一人又は數人の代表者よりなる特別委員會の設立がいゝと思はれる。疑はしき事件には保健技師(Arztbeamte)を加へるもよし。

毎月刑務所にて開く會議中には次の月に假釋放になる受刑者を委員會の前に連れて行き且入所前の生活、行爲、行狀、性質及び彼等の爲したる事情により假釋放の價値を考査すべきものである、但し既に第一級に居る受刑者のみに付て此の査定をすることが出来るのである、之により條件は刑の中止に關し現時の實例に屢々生ずる釋放が早過ぎるといふことが避けらるゝのである、何となれば例へば九箇月の刑に處せられたる受刑者が三箇月服役したる後既に最後の六箇月を條件を付して、釋放せらるゝならば吾々が一の戸を通つて幸に離れたる短期自由刑の禍が他の戸から又あと戻りすることになるからである、されど總ての事情により受刑者は第一級に進級することによつては未だ釋放の利を得ざるのみならず釋放の價値に關し考査を受けるに過ぎないのであることを確定すべきものである。

保護觀察が警察により實行さるべきものでないことは今日全く一般に認めることが出来るのである、累進的刑罰執行を爲して居る各刑務所にては原則として保護協會より拔擢したる刑務所より適當なる人物と認めらるゝ特別保護官吏(Cein-Insolter, Fursorgebundener)が保護觀察の任に當る爲めに任命せらるゝことは獎勵に値するものである、次に保護者

及び之に屬する釋放者による保護觀察の實施に關する一般的の査定は保護官吏に屬するのである、次に釋放者はその考査期間中保護觀察を委ねられたる人に毎月個人的に自己の境遇に關する報告を爲すべきものである而して保護者は酒脱と氣轉をきかして個人的に世話をする責任を持つのである。

假釋放者が保護者の指圖に従はないとか毎月報告することを怠る場合は保護者は委員會にその旨報告すべきものである委員會は釋放者に對し事情により先づ今一度忠告するか又は保護者の再度の報告の集まりたる後直ちに殘刑の執行の爲めに再拘禁を命ずるのである、そこで最高司法監督官廳は一審限りの抗告審(Beschwerdeinstanz)として考へらるゝであらう。

此の三つの累進制度の特徴に附加すべき附屬的特徴の一團がある而も此の附屬的特徴は更に三段に包括することが出来るのである。

先づ階級の數は主要なるものではない、例へば吾々はクロアチアの累進制度にては六級になつて居り多くのアメリカの刑務所では僅に三級になつて居るに反しウヰットリツ少年刑務所ではその階級が四つにされて居ることを見る、茲に於て取扱上熟慮を要することになるのである、ウヰットリツヒ制度にとりては新拘禁者に對し一方に懲罰級に下げることによつて彼の運命を一層困難にし他方に輕易にすることが出来なければならぬといふ思想が標準となつたのであつた、實例はもつと多く區別し且強く篩ふことが出来る爲めに僅に一の進級階級のみならず二個の進級階級を作ることが目的に適つて居ることを教へて居る、階級の數を増加することはその制度を不必要に複雑ならしめざる爲めに避くことを要するのである。

種々なる階級の恩典は個々に見れば如何なる種類のものであるかといふことも亦純粹なる便宜問題である、例へば少年受刑者の場合には成年受刑者よりも違つたものにしなければならぬであらう、されど糧食の改善によつて受刑者の

取扱上の實質主義が大きくされるといふクロローネの主張を懸念する者は彼が結局は受刑者に對する最初の祭日に付き糧食規程に規定されたる糧食の増加及び自辨の日曜日の炙肉をやめなければならぬといへ直ちに此の改善を斷念し得るのである。同様に衣服について居る區別の徽章は滑稽だといつて有力に反對する者はその區別の徽章を直ちに廢止せしめることが出来る但し余は此徽章が僅に受刑者を直ちに見分けしめるのみならず、彼等に健全なる名譽心を起さしめるの效果あるが故を以てウヰットトリツヒに於て大に與へたといふことを斷言し得るのである。(未完)

□ 蝸牛も教育し得る

▽「連鈍き者よ、汝の名は蝸牛である」と今迄は言ひ切つても可いほどに思はれてゐた蝸牛も、経験で矢張り學ばせ得ることが近頃發表された、少くともマリ・ビンキイ・ミチエルの女史の實驗では、それが確に證據立てられたと傳へられてゐる事實は左の如くである。

ことを教育したのであるが、経験は蝸牛の場合に於ても矢張り進歩であつた、迷宮の中には強度の電燈を置き、暗所を好む蝸牛の性を利用して、それから蝸牛の湧れ出るやうに仕向けたのである。

宮から出終る平均時間は、一回に三百十六秒しか要しなくなつた、最初の五回の實驗では四度過失をやつたが、今では全く過失をやらなくなつた、そして迷宮から出て来る時間が段々急速になつて、彼の側方の許す最大限度まで、間もなく彼が速力を進め得る時が来るだらうと期待されてゐる。

▽テンパー大學の教育心理學科の生徒であるマリ女史は、蝸牛を或迷宮の中に置いて、それから蝸牛の出て来る

▽然るに期待は果して報いられて迷宮から湧れ出て来る彼の成績は段々好い方に向つて来た、最初の五回、成績では、迷宮から出終る平均時間は、一回に八百五十七秒であつたが、百二回の経験を経た最近の五回の實驗では、迷

▽マリ女史は、この面白い實驗のあとに註解して「修業は永存の性格を作る、少くとも蝸牛が彼の失敗から學んだのは事實である」と言つてゐる。

無任所教誨師の

制の設置を望む

井上 謙 敬

教化補助機關としての巡回活動寫眞の效果に付ては今更此所に贅するを要せず。

受刑者等の活動寫眞を期待する事は全く大千の雲霓視するにも勝る歡迎振りにて、其だけ活動寫眞の感化印象は熾烈深刻で有ることは言ふまでもない。近來の行刑政策施設中に於ける良案として之を取てせられたる當局に對し、衷心より敬意感謝を表明す。而して茲に百尺竿頭一步を進め此の良案名策の效果を、より一層甚大ならしむるべく一言無きを得ず。

先づ第一に希望せざる可らざることは同人先輩間にも既に言はれ居る映畫の説明に對し、より良き適任者を得ることである。而して其説明は唯映畫其ものを知悉せしめ、又其映畫の一片皮想の一时的感興を惹くに甘んぜず、平素の

無任所教誨師の制の設置を望む

教養又教化と聯絡ある説明をなし、以て其映畫をして尤も有效に之を利用せられたのである。それには無任所教誨師なる制を設け現任教誨師中より二三其適任者を拔擢任命し、成るべく頻繁に巡回し之れが效果を擧ぐるに努めしめ、又時々當路の都合によりては刑務所勤務に復歸せしむる等の方途に出でらるゝならば、必ず適任者を擧げ、庶幾の效果を収め得らるべしと信ず。

最後に一言す。衛生官の設置せられ其効果見るべきものあるに鑑み、教務官をも新設され、以て之の無任所教誨師の如きを之に隸屬せしめ、一層全國教務の指導統一聯絡發展を企劃されたいきを希望す。

酒を吞ませて

公判廷で精神鑑定

去月十八日、金澤地方裁判所公判開廷せられ、或る犯罪事件審理の爲め、次回公判には被告に酒を飲ましめ、そして精神を鑑定すると、世界で珍らしいことであると噂されてゐる。



明治天皇御製謹解 (二)

御製を通じて國民の道德を説く

橋田東聲

この總和的名稱に外ならぬ。即ち忠孝仁義信愛禮讓等の諸徳である。

鬼神も泣かするものは世の中の人のこゝろのまことなりけり

吾々はこの世を渡りゆく上に、いろいろの徳義上の約束に従はねばならない。君に仕へては忠なるべく、親に仕へては孝なるべく、兄弟は互に親愛すべく、友には信愛を以て交るべく、夫婦は相和合すべく、之に背反してはこの世に平和に幸福に生きて行くことが出来ない。教育勅語に所謂『父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信ジ』と仰せられたるもの即ち是れにして、學者の國民道德といふは

この總和的名稱に外ならぬ。即ち忠孝仁義信愛禮讓等の諸徳である。

國民道德は右の如く多種多様であるが、併し詮じつめれば、『まこと』の一語につきる。即ち至誠である。『まこと』とは人の心の本然の相にして、くもりなき良心の要求である。晴れ渡りたる大空の月の如きものである。この誠あるによりて、人は忠孝仁義の徳をまもり、よく己を修め他を益することが出来る。『誠』の君に向つてのあらはれが忠にして、親に向つてのあらはれが孝である。対象の異なるに従つて、名稱を異にすれども、その本體は一の『誠』である。恰も水が流れては瀬となり、湛へては淵となる如

きものである。瀬も淵もその水たるに於ては即ち一である。されば人にして、眞に至誠なる時、其心は天地を動かす神明に通ず。この心を明治大帝は、鬼をも泣かすものは人のまことであると仰せられた。邪神惡鬼と雖も『至誠』の前には泣く。況んや善良なる人間に於ておやの意を言外に看取すべきである。

人をうごかすものは人である。人の誠である。因みにこの歌は明治四十二年の御製である。

目にみえぬ神の心に通ふこそ

ひとの心のまことなりけれ

これも『まこと』の徳を頌へて民に諭したまへる御製である。

『まこと』は人の心にして同時に神の心である。故に、よく眞に『まこと』を持し得る人は、人にして神であるといへる。よく誠なること——これは言ひ易けれど行ひ難し、唯だ之を身にとり持ちて放さざる人こそ眞の君子聖人とい

ふべく、この人にして始めて神の國に入ることが出来るのである。明治大帝は軍人への勅語に於て、「軍人は忠節をつくすを本分とすべし」以下五ヶ條の徳目を上げ給ひ、禮儀武勇、信義、質素等の徳を軍人に諭し給ふたが、最後に、さて之れを行はんには一の誠心こそ大切なれと結んで、「まこと」の大切なる所以を悔へ給ふた。

げにその通りであつて、吾々はよくまことなる事に依つてのみ、君國につくすを得、社會に奉仕するを得、自己と自己の家庭を養ひ、進んでは愛をひろく公衆上にも注ぐことが出来るのである。

足利尊氏といふやうな逆臣が出て、湊川の戦争が無ければ忠義は出来ないものだ、といふ如くに考へては由々しき間違ひである。尊氏が出なくとも、湊川の戦争が無くとも吾々平穩無事の日常に於て、立派に忠義をつくすことが出来る。如何にするか。曰く、たゞ至誠なるのみ。

至誠は實に人間生活の根底である。

更に明治大帝の御製に曰く
目にみえぬ神にむかひてはぢざるは人の心のまことなり

りけり。

大帝の大御心を千載につたふべき、有難き大御試であると
思はれる。この二首は明治四十年の御製である。

ちよろづの民の心をさまらむ

まよひて一つをもてをしへなば

明治の初年、國歩未だ頗る困難なる秋に方つて、この亂れ
たる國、迷へる民をいかにして辨べ治むべきかは大帝の大
御心を最も深く悩ました大問題であつた。世界無比の國體
を有するこの我大日本帝國の現在將來を軫念あらせられて
大帝が自ら苦しみなやみ給ふたことは、吾々が明治の歴史
を読む毎に無量の感慨に打たる、事柄である。而して、大
帝がその結局に於て到達し給ふたところは、この御製にあ
る如く、『一つのみこと』を以て民の上に臨まんとといふ、
どちらかといへば平凡な真理であつた。

けれども大帝の興國の大事業はこの平凡なる結論の實行
によつて立派に爲し遂げられた。我國史の最も光輝ある時
代たる『明治の世』は實に大帝のこの治世の大方針によつ
て、斯の如く美しく斯くの如く立派に出来上つたのであつ
た。そして大帝こそは實にこの『まこと』の政治の實行者
であつた。

世上歴デモクラシーといひ、民本主義といふ。その心は
やゝもすれば、我が國民性に反し、我國風を排せんとする
如くであり、時に或はわが皇室に對してさへ不敬の心を
もつの無智に墮せんとする如くである。然るに爰んぞ知ら
ん、わが明治大帝はすでに數十年の昔にありて、立派なる
又頗る實踐的なる民衆政治並に民本主義の論者であつたの
みならず、實にその實行者であつたのである。

惚びまつれば、恐れ多き極みである。私は明治の日本に
生れ合せて、『我れは日本人也』と高言し得ることは、ま
づしきわが今生の誇りとするものである。

映 畫

對 する

受刑者の感想

映畫に對する各刑務所の感想並び
に受刑者の感想の送付を受け、前號
には刑務所の感想を掲載したが、本
號には受刑者自身の手記感想を掲載
す、尙ほ其後報告を受けたる刑務所
の感想をも掲載す。

▲「攝政宮殿下御渡歐」の映畫に對する感想

眞に咽喉の渴した時の水一ばいがかんにか身に沁みて
甘いでしょう……：社會の人の知らぬ活動寫眞の味です、
畏くも我攝政宮殿下御渡歐に於ける御英姿に在す、……：
衷心より殿下の御生涯を祝福し奉たのであります、たとへ
フ井ルムは朽ちても此の肉は土になるとも寫眞拜觀の當日
吐出した誠の氣、即ち赤誠は空氣の存する限り減しない
ことを固く信じます。

家將來の發展繁榮等を想察すれば據て以て希望を前途に繫
き發奮努力の資とならぬものはありません。

○ 至尊殿下の御外遊中各國に於ける御優待を御受け遊ばさ
るゝ映畫を拜觀する毎に我が御皇室の御繁榮と國家の福祉
とを喜び且つ祝福申上るの情禁せずには居られませんでし
た、尙殿下が歐洲大戰の跡は申すに及ばず、ローマの盛衰
二千有余年の歴史を聞き召させられては遠く我國民の上を
深く思召し下さる等誠に難有恐れ多き事に存じました御歸
朝横濱埠頭の御盛觀は私共心より御祝ひ申し上げざるを得
ませんでした。

○ 恐れ多き事には、東宮殿下の御姿を獄内の我等の如き者
にまで御拜しを御許し下さるかとは私は筆に書き盡せぬ程難
有く感じました、恐れ多くも殿下御外遊の御姿と云へ、誰
が殿下やら御付き人やら御見分けの付かぬ程質素なる事は
一層感じました。

○ 殿下渡歐御巡遊の榮譽ある御英姿を拜し又是に依つて國

映畫に對する受刑者の感想

○ 昨日は思ひがけない夕方から活動寫眞を見せて戴きまし

て實に勿體ない事でございます。皇太子殿下の御寫眞を拜しまして我が皇太子殿下の御情け深い事や又こんなに対しい皇太子様のいらつしやる國へ生れた事が全くうれしく思ひます。……一月二十六日の御恩典なり又此度の思召なり全く思ひもよらぬことでした、今後はきつと生れ變つた人となつて、深い御恩に報い度いと心の底から思ふたのでございます。

○ 今回吾々の夢にも思はずりし活動寫眞を拜する恩典に浴しました事は誠に身に餘る光榮と思ひます。

東宮殿下御渡歐の映畫に就いて感じました事は

一、殿下の終始威風堂々としておづる所なき御勇姿を拜し奉り崇嚴の感に打たれました。

二、殿下の御日常の實に平民的に渡らせられた事

三、殿下の我が國の皇太子としてのみならず、實に我が國民の代表者としての御渡歐なりし事

四、英國にしても佛國にしても、各國人が殿下に對し奉り熱烈なる歓迎をなしたる事は私の最も心強く感じま

した。

五、萬里の異國に御多忙なる御旅行を遊ばされて、少しのおつかれもなく健かに渡らせられた事をお喜び申上る次第であります。

六、ローマの舊蹟を見て「おごれるものは久しからず」の嚴訓を思ひ浮べました。

▲「東宮殿下御成婚」の映畫に對する感想

○ 御盛大なる御參内の有様を拜されましたときは思はず胸中にて兩殿下の爲めに熱誠なる萬歳を叫びました……只だく聖徳の有難さを感じました、虚偽いつはりでなく私等の心の中に愛國心が湧き出でた。

○ 御寫眞を拜するとき思はず心に萬歳を唱へました、私も國民の一人として御祝奉らざるを得ないのであります。

○ 何んと云ふ幸福な日でせう、永久に忘るゝことの出来な御盛典の御寫眞を目のあたり見せて戴いたことはどんな

に難有いことで御座いませう。

○ 宮殿下の御日出度所の御寫眞は實に忘るゝことのできぬ有難い御寫眞であります、宮殿下の恩典をいたゞいたる事として私の心に有難く拜見致しました。

○ 攝政宮殿下の御眞影を獄裡の内に拜顔するとは實に感慨無量に咽びました。

○ 減刑の特典あり今又玉顔を拜す吾々は益々努力せねばならぬ。

○ 神々しい生けるが如き兩殿下の氣高いお姿を拜した時は何とも云へない一種の尊い感に打たれました、私の隣席に居つた某の如きは最敬禮の態度で稍暫らくお姿が消へても頭を上げ得ませんでした。

○ 國法を犯せる刑餘の身でありながら座して拜觀すること

を得ましたことは實に光榮と存する所であります。之れを社會に居て、奉祝申し上げることが出来たなれば、何んなに嬉しかつたであらうと今更ながら残念に思ひ遺憾とする所であります。

▲「勞働は神聖なり」の映畫に對する感想

○ 勞働は神聖なりと題して農工商の何れも國民として當然なすべき義務、汗の價値があらはれて家庭の團樂となり、最後には國民の義務として國庫に納税することは當然である……大に修養の資材となせり。

○ 憲法第二十一條の大日本臣民は法律の定むる所に從ひ納税の義務を有すと云ふを主旨とせるもの仕組の結構なること感謝の外ない、一家族揃つて朝から晩まで野で働き、夕方入相の鐘を耳にして終日の疲かれを休める爲に夕焼けの空を眺めながら風に自然と汗を拭はれ野原を安路へ歸へり行く様、村のはづれまで五ツ六ツの子供が父母を慕つて出

迎へに来る、微かに父母の姿を見て喜ぶ子供、手を引いて家へ戻る様、幼き小兒は母親の乳房に飛び付いて来る所、ほんとに平和な楽しい家庭の有様、自分も早くあのやうな楽しい家庭の一人にかはりたいとの情が起つて来た、

○ 勞働して我家に歸り小供を抱いた親心、小供の嬉しさを
見て涙が溢れ出すばかり、自分も信仰心があつたなら是等の妻子と同居し居らるゝものと深く思つた。

○ 人間の快樂は物質的のみ黄金萬能とのみ思つてゐた隨て
家庭の團樂とか父母兄弟妻子の眞の愛情を知ることが出来ず自己の満足は凡て物質に支配されてゐた……迷心より目覺むることが出来ました。

○ あの農家の主人公同様に努力して遂に團樂なる家庭を作
らねばならぬ、夫れには先づ只今からその心掛けでやらねばならぬ。

○ 習ひは性とか聞いおります、勉めて倦まずんば私の全生活
を神聖化し後半生を光輝あらしむることも出来ます。

○ 人生に於ける方法を模型に示したる迄にて物質的方面の
み重きを置ける如きは物足らぬ、……：精神上の根底に……：
……：信は力なりと云ふ趣旨のもの望まほしく……：社會の
落伍者の爲に第一に精神的に重きを置き信念を温むるに於
て大に力あるもの選用されたい。

○ 筋書を創作された御方の御苦心の程も忍ばれて何んとも
難有感謝の念に堪へません、……：……：この營養分を吸収し
て吾等の腹中に充實せしめ血となし肉となさねばなりません。

○ 勤勞の人ならでは到底味ふことの出来ぬ無價の尊ひ賜で
あらう田舎の家に生れた私は懐郷の念に打たれました、そ
して淺ましい吾身を然も待ち詫びつつある老たる母の心を
思つた時熱い悔悛の涙が下つた。

○ 夫婦親子が寸蔭を惜んで終日農業に勞しむで最後にお母
さんと膝に乗る愛兒を抱く時のその樂しさは如何でありませう
頭冥不具の者でさへ人情の涙に獄衣の濕れるのを知りません
でした、……：萬事は自己の心の持様一つ今度こそは
今までの取返しに、よし貧乏で暮すとも正業に従事して眞
人間の日暮をしよう、……：今少しく餘計に宗教的事實を
挿入して載き信仰の觀念を助長することの出来る様にし
て載けば仕合かと思ふ。

○ 何事も節制を重んじ金錢の價値を自覺し程良き配合によ
りて使用すべきを教へられました、金錢を湯水の如く使用
するは此教訓に背くもの大に慎しまねばなりません、人の
一生は明日をも期せられざるもの常に寸分の餘裕を貯へ萬
一の時の準備に供ふべきであります而る上にも其使用の途
を眞正に理解して其奴隷たるを免れねばなりません。

○ 攝政宮殿下御成婚の式を行はせられ我等國家に害毒を流

○ したる者に減刑を行はせらる、その恩典に浴した一人であ
る、何たる御仁慈の深くまします事よ、……：勞働は神聖
なりを見たる時最も感深かりしは農夫の一家團樂の狀であ
つた、レールを脱した結果妻子に悲みをかけ、裸練の身と
なる私には一層深く感ぜられた、……：私は平民の義務を
實行せねばならぬと決心の斷を固めた。
○ 攝政宮殿下の御聰明に渡らせらるゝ事を偲び奉りて
日本の常盤の松も春來れば

○ 今一志ほの色まさりけり

○ 家内夫婦が腰切の半纏を着て田畑を耕して家に歸るに途
中まで子供が迎へに来てその手を引いて歸るのを見ました
時家庭の楽しいことが羨しくて私もあゝなりたいたいと思ひ
ました。

○ 世の中の多くの人々が朝早くから、夜おそくまで働いて居
る様を見ては私等はコウして生活をして居ることが熟々恥
しくなりました。

○ 労働の眞味と家庭團樂の實味とに對しては實に曙光の思ひあり大に向上發展の意志を強くするを得たり、……刑餘者の成功歴等のものを切望す。

○ 娛樂費の半分残つて貯蓄の袋の中に這入た所など實に脇の下より冷汗の出来る程でありました、……亦しても亦しても大切なる親を捨て、御上様の御迷惑を相掛け何共申譯は無。

○ 所得を如何に使用するかの寫眞にして、生活費交際費曰はく何、曰く何と支出せられしが娛樂費に至つて半額は袋に入りても半額は動かざる故、映畫の機械に故障の生ぜるものかと思ひ居りしに左に非ずして、次に出でし貯蓄の袋に前の半額が這入りしを見て大いに感じました。若し場所が發聲を許され多少の無禮を許さるゝ處ならんには、私は必ず膝を打て嗚呼是なり〜と叫んだであります、全く無言の雄辯とは此事です、幾々千萬言の説明よりも此

○ 狀況を目より感ぜさせたる方がどの位強き感じを與ふるか分りませぬ。

○ その手よく今日の務を行ふ人は幸福なり、吾人をして奮起せしめ靈魂をして烈火の試煉に依りて滅さるゝ事ならしめよ、映畫の最後の一卷は何をか暗示する？、何をか諭したる？、收獲を感謝し、秋月を慶祝し、商況を欣然たらしめ、鋤板の響きを讃揚し、櫓杵憂々の音を祝福し、心剛に感謝に溢れ諸胞と共に享けたる業を勵みなん。

○ 労働は神聖なりとは私共幼少の頃より耳にした名訓でありましたが、只管實行と云ふ事が欠けた爲に淺ましい境遇に沈倫しましたが、今此の映畫に依りますれば必ずしも鋤や鍬は取らずとも商ひは商ひ、職人は職人と夫れ〜其の務を勵むと云ふ事が即ち労働で有り神聖である、而して稼ぐに追付く貧乏なしで、國民の務たる納税も完納し、一家團樂神聖にして幸福な生活をする事が出来ると云ふ私に取りましたは極めて適切な實物政訓を御與へ下され深く〜既往の怠慢の愚劣を悔恨致しました。

今日只今から一層一層仕事に精勵致し各位様の有難い御導きに背かざる決心で御座います。

○ 労働は神聖なりの映畫に就きましては農工商等の労働の實地の有様何れも實地にしような氣が致しました、そうして之れ等の人々の活動されて居る種種と目下の自分の働きぶりを考へ、誠に慚愧に絶えぬ次第であります、能率の増進と云ふことも之によりて今後一層心掛くる積りであります

○ 國民の義務を盡すは什ふしても勤儉貯蓄が第一と深く感じました、今迄家に在りては氣隨氣儘な世渡をして父母を泣かせ、兄弟を苦しめ利へ他人様に迷惑を懸け、御國の法を侵すに至つたのは全く貴きを知らず、放縱生活を續けたのが原因であると惟へば今迄惟ふて居つた様に、金は天下の廻り持ち、濡手で粟を攫む様な空想は全く我心から消え失せると共に塵も積れば山となるの諺の通り、少しの金でも粗末にせず貯蓄して行かなければならぬと深く感じました。


○ 此の映畫の目的たる農家の労働——庭——即ち終日田畑にて汗水となりて、一生懸命に労働して居る農夫が、お寺の入相の鐘の音に依つて始めて吾れにかへり仕事を止めて吾が家に足を運ぶ時の彼等の心の樂しさと且又此れ等の人々を迎へる家の子等の嬉しさこの樂しみありてこそ、如何なる勞苦にも耐へられるのであります、私は思ひます、只今の私共には全くこの樂しみがありません、彼の農家の家庭、團樂たる有様を見ましては唯々羨ましくなりませぬ、私も早く出窓を致しまして家庭を造りかゝる樂しみの下に日暮をし度いと云ふ思ひがこの映畫により心の底よ

○ 國民の義務を盡すは什ふしても勤儉貯蓄が第一と深く感じました、今迄家に在りては氣隨氣儘な世渡をして父母を泣かせ、兄弟を苦しめ利へ他人様に迷惑を懸け、御國の法を侵すに至つたのは全く貴きを知らず、放縱生活を續けたのが原因であると惟へば今迄惟ふて居つた様に、金は天下の廻り持ち、濡手で粟を攫む様な空想は全く我心から消え失せると共に塵も積れば山となるの諺の通り、少しの金でも粗末にせず貯蓄して行かなければならぬと深く感じました。

勞働は神聖なり、あゝ何んといふ好きで訓でありませうか、私もその言葉を知らぬではありませんでしたが、鬼もすれば虚榮の夢、憧れ世知辛き世間をも願み十倫落の限り盡し、尙飽き足らず、濡手で粟のつかみ取り一攫千金得んものと思案を廻らせど、何で斯かる怠け者に天は貴き寶否樂みを分ちませうや、勿論其の目的は美事失敗に終つたのであります、兎角小人閑居して不善をなすで、遂に自暴自棄に陥り、家庭を亂したる其の當時の狂亂的心理状態は是れ皆勞働は神聖なりの言葉を忘れ（故大谷所長）様の御訓示の際諭されました「言ふ事安し行ひ難し」の例の一人となつたのであります。

○ 「勤門を出すれば貧苦窓より入る」吾々は何の爲めに此の世に生れしか、實に働く爲めに生れしなり。又幸福とは何か、實に家庭の平和の外なし、高樓、住、美衣美食に飽く共一家平和ならずば、人としての幸福とは云々難し。「一家齊ふて一國富まり、一國富まりて天下泰平なり」とは教誨様の教へて下さる言葉であつたが、十二月二日私

は痛切に其の御言葉が身に感じた。

○ 寫眞を見て再後生の方針
 私は商人である、屋號は「」と名付ける考なり。此は勤分の巻を見て朝は星のある前に天秤棒を肩に掛け商をして行き、夜は星の出る迄も商する屋號なり

○ 自分は郷を出で、既に二十年當年の志空しく亡びて男子四方に爲すの意氣もなく浮藻の如く東西に漂ふて泡沫一瞬の快樂に耽る間に母逝き父去りて恩愛地上に絶へ、孤影素寞の身となりたるも、蕩兒未だ醒めず、愈々放逸無慚にして沈倫墮落年久しくして幾度か亡親の名を汚し、親族の者に指彈され遂に郷黨の間長く横道の戒となつたのであるが茲に射らず、未曾有の震災に遭ひ潰潰の梁下、身恙なきの宿善を悦ぶと共に嚴然たる因果の大法に畏こみ懼然として半生の迷妄を打破し去つたのである。覺醒の今日靜かに顧みれば青春いつしか消へて疎林月冷かに山唐稍顯る不惑に近くして刑縲なほ加はる慘ましき三十七年、未だ家を成さざ

るの賸甲斐なき。虫の音もなき黄昏の窓に獨り立ちて昏碧に啼めく星斗を仰ぎ悲痛の運命を思ふ時平和の家庭の寫眞を見る、平和の家庭！滋味豊かに意味深長である、我等が再生の道途を辿らんとするに當り其の基調たり立脚地たるべきは平和の家庭である。而して其の目的其の到達の地は同じく平和の家庭であらねばならぬ。人生の理想は平和なる家庭に終始するのではあるまいか、完全なる人間とは平和の家庭の所有者ではあるまいか、家庭は朝活動の源泉であり夕慰安の樂地である。而かして平和なる家庭は勤勞と節儉と誠實、同情、信仰の上に築かるべきものであることを覺ゆるのである。

○ 社會の人の働き振りは逆も自分等が刑務所に於て見る事の出來ない猛烈な働き振りであります。普通社會ではあゝして懸命に働いて國民の義務を盡して楽しい日暮をして居りますのに、自分は何をか今日迄社會で普通に働いた事はあるか、何ふか、次に納税の義務と云ふ事に就て自分は今日迄納税をした事があるか何うか、帝國の一員として實に

○ お恥かしき事ながら未だ納税をした事がありません。誠に申譯なき次第であります。故に刑務所に居ると居らぬとに拘らず、今後は何卒して普通の人になりたい心持になりました、實に社會の人が、あゝして一生懸命に働いて居るのを見ては自分が今日良民の膏血を吸ふて國家の寄生虫となつて居る事に気が付きましたは、何共申譯がありません。故に作業についても、出來んながらも一人五割一人八割以上は努力して居りますが、自分は活動寫眞に依て得た處の納税の義務と云ふ事に深く感じました故此處に居る間と難業の上に於て一人五人分するところは一人七分九厘、一人八分するところは一人九分九厘と云ふ様に心掛けて懸命に努力する事を誓つて居ります。

○ 私は從來百姓さんに對し土百姓と罵つた事が度々ありますが、教を付けて後考へて見ると、自慢らしく罵つた事が恥かしくなりました、唯遊んで此の世を送るのが偉い様に思つて居つたのは大なる間違である事を教訓の爲めに悟らせてもらつた、自分は今後此の感想を書いた時の心持で日

常實行に力めます。

○ 神聖なる勞働に依て出來た他人の金錢を以て遊びに費せし我罪惡の怖しさよ我は今此處に悔ひ改めん。勞働によりて樂を得ずば眞の樂は得る能はざるなり。

○ 田園生活の其尊き其偽りなき崇高の生活が羨望に堪へませんでした。釋放後自分も商賣替を仕様か杯大いに考へさせられました。

○ 一番感じたことは一家團樂の有様であります。是が丁度自分の入所前の有様と殆んど同様でありました。其中で自分の小供と同年輩位の小供がありました。其小供を見ると自分の小供の事が心に浮びました。其巻が終ると今度は勞働によつて得たる賃銀の費ひ方が書面に表はしてありました。其書面によつて考へますと、私は是迄全く費ふに皆悪い方ばかり費ひました爲め、現在の如き境遇に陥りて一家團樂といふ事を打破てしまつたのであります。故に是を

好機として在所中は勿論の事故免されてからも勞働と云ふ事を念頭に置き正業に就く可き決心であります。夫れで一家團樂と云ふ事を如何にしても再びし度いと思つております故に又金の費ひ方も今度は假りに一日働いて一圓得れば七十錢を以て其日を過し後の三十錢を貯蓄して不時の場合又は爲し得れば公共事業等にも寄附する考へであります。

○ 勞働は神聖なりといふ書面に付て自分等は今日迄全く放蕩無頼のものであります。實際居所等も定まりませんでしたから、家庭の樂み杯は夢にだも想像しませんでした。彼らの書面を見ますと、一農民が朝は未明に最愛なる妻と共に耕作に出で、終日働きまして、夕方になつて疲れて兩人が歸つて來ると、最愛の子供は出迎へ、手足や顔を洗つて夕飯を親子揃つて食卓を取り巻く様を見て、此一家團樂の親み嬉々として居る様何とも口に云ふことの出來ない感じがしました。私は自然と涙が出ました。

○ 私の家は家族が大勢であるが幼い者ばかり、私が長男で

二十四歳であります。私の末には弟妹の五名の者があります。母様は身體が弱い故勞働は出來ません。父上と姉と私が三名働いて居りましたが父上は病氣の爲め働くことも出來ぬ様になりました故、貧困は益々貧苦となり、品物は皆藥代となし、姉妹の二人は他の人に雇はれて働くようになりましたが、何をするにも力不足のため人並のことが出來ぬ故、仕事先の主人には叱られて、家族のことを思ひ出し、泣くことが度々ありました。

○ そうした悲しき目を二人は父の藥代に働いて居ましたが其功もなく、風邪が變化して心臟病となり遂に父は黄泉の客となられた。其時に皆一同の者を呼び集めて云はれるのは、皆々に心配をかけて濟まなかつた、此度は運命で迎も助かることは出來ぬ故後の處は皆々仲好く暮して呉れ、又次に私の手を握りお前は此の父に成り代つて、弟や妹を育て、呉れねばならぬぞ、又母様にも孝行をして呉れと頼まれし其時は、私は親子の別れに何と誓つた、はいお父さんは決して心配は下さいますな、弟や妹は私等二人で立派に育て、皆仲好くして母様に孝行を致しますと申せば、父は

非常に喜ばれ、八月十一日を以て往生されたのであります。其往生も私の誓ひし語を聞いての事と思ひます。其誓ひし私が正しき道をふんで居るや、又は母様始め皆の者に孝行をして居りませうか、何した不孝な小供でしよう、何した無情の兄でせうかと思へば何して安眠が出來ませう。こうした不孝の申譯に私が此の行刑中に忍耐を養ひ堅固なる心を入れ働きなば、必ず今迄のなした不孝が消滅するであらふと思ひます。

○ 私は此の刑務所に入る迄は勞働と云ふ事に付いては少しも趣味を持つて居なかつたが、刑務所に來て始めて勞働といふ事は實に人間にとりて大切な事であると云ふ事を感じ今又實際上活動寫眞に迄映して見せてもらつた、又教誨堂にて教誨師様からも度々勞働に付お話があつたが、皆人間處世上になくてはならないものであると云ふ事が初めて私の腹の底深くしみ込みました。……私は今迄勞働と云ふ事に餘り心を置かなかつたが、刑務所に言入つてからと云ふものは實に驚く程勞働に對する考へ方が進歩して來たと

思ひます、それも皆入所以來規律が相當して來たのであると云ふ事がわかりました、私も今後努力して社會一般の人間として生活の出来る様に心掛けたいとツク／＼感じました。

▲「橄欖樹の栽培よりオリブ油の製造迄」の映畫に對する感想

カリホルニアの橄欖樹の栽培よりオリブ油の製造迄の映畫に於て、米國の農業が流石大陸なるだけあつて、其の廣漠たる風景と相俟つて規模の大なるに驚くと同時に彼の農民の如何にも敏活に且熱心なる就業振、太く逞しき體格とを羨ましく感じました、次にオリブ油の製造に付いて、米國の機械工業の發達せる現狀を目睹しては、彼の國が世界に豪富を誇り、國運の益々盛なるは全く國民の勤勉と努力の機械化の賜である。故に我國も勤儉業に服し機械工業の普及發達を圖り、以て刻下の急務たる富國の實を擧げなければならぬ。

我等の學ぶべき最も多かりし中接木法は私等の最も學ぶべき要點と思ひました。私の今日まではカンラン樹の老木同様で花も咲かず、實も結ばず、何等社會に益をなさざるものでありました。然し今は私の精神（老木）に接木するに好時期であります故に此の機會に心掛一轉して今日御教訓を受けつゝある至誠、勤勉、忍耐、努力、勞働等の善き芽を接木して其發育（向上）に隨つて善良、改悛の花を咲かせ、尙一層努力して至誠の實を結ばせ、國家社會の爲め、有益に働き、我が大日本帝國の發展を圖り世界に冠絶する様努力するのが、我等第二國民たる者の重大責任であり、又此れを實現するの急務なる事を自覺し、且痛切に感じました。

▲「東守夫」の映畫に對する感想

夢より覺醒させやうとのありがたき感泣の外ありません東守夫が忍耐力の強かつたことです、……その如く忍耐力を養生して出所後忍の人となつて働かねばならぬと深く心に期しました。

○ 母親は一通の遺言書を書き置かれて死なれた、……私

も親殺して胸に五寸釘を打ち込まれ、……昭憲皇太后陛下の『金剛石』の御歌「玉磨かされは光なし」との題下に吾々の心を磨くやうにとの御教へ……御仁慈深き御上の御扱ひ眞人間に生れ替ります。

○ 痲痺してゐた私の精神は大鐵鎚で鄭られたのであります、涙に渴いて居た私の眼は大豆粒のやうな水滴を頻りに流したのであります——反省し反思し映畫の至大なる功果を空しうせざること。

○ 憧憬と熱心とで膨脹した心を皿大の眼に集めて映畫に對しますから、場面にあらはれる一草一木の末に至るまで私の注意から免れるわけに参りません、斯る印象は強烈なる

は申す迄もありません、舍房に歸つて目を瞑つて觀た寫眞を頭の中で寫してみます、それを二度も三度もくり返します……濟みませんでした、涙は止度もなく頬を傳つて落

ちるのでした、涙の流れ出す間は人の心は美しく暖かい、今思ひ出すと心ゆく計り嬉し。

○ 受刑者殊に私は自分に似た境遇のために或は自分と同じ運命のために人生を誤りたる事實を見聞すると非常に共鳴の度を強くされるものであります、……青年の凡ての行動や改悛の経路が餘りに能く私共のそれに似て居りますので多大な悔悟の資料を與へられました。

○ 私は東守夫君と同じ原因より只今の境遇に在るけれども決して將來成功出来ぬ事はないと思ふ。在所中は或事情に付きて、同囚に擯斥される傾向あれども、少しも憂ふる事はない。自分さへ誠意あれば、何時か此の疑が解くるだろうと思ふ。

○ 今に於いては稍々日は西山に傾き途遙かなりの感はありますが、此儘迷路に葬られんよりは例令後ればせながら正道に傾り着かば、聊か自ら慰むるに足ると謂ふべきか、

可愛吾子の放...が以前と異り正道に戻つて一日も早く無事に立腹れかしと日夜に其老驅を打忘れて案じ煩ろう母愛の尊きを憶へば最早や片時も迷ふべからず、直ちに首を廻らして、断然正道に立ち戻るべしと印象的暗示は夫れを中心念の聯合を促進し、此所に此心を定むるに及んで、始めて悶々より救はれたのであります。

▲「兄弟」の映畫に對する感想

兄弟の寫眞は實に自分の心を泣かしむるのみならず、專大郎正次の心持及行ひを自分に比し自分の今迄不幸者でありしを心から悲しみ心の弱きことを一層如來の御慈悲にすがり信仰の精神を養ひ社會に活動せんと心から感じた。

何と美しい...私等の精神に心の奥底から一大紀元を與へられた様な氣が致しました。永久に忘れたくない、そして實行して行きたい。

過去の経路を振り返るに誠に不正の金を得ても自分の意

志を痛たさんと云ふに有りました今回の寫眞に依り情心に實に恥入り亡父母に對し申譯なく...働いて得る所の金を以て亡父母の位牌に供養し自分の情心の目標となし日々勤めねばならぬ。

全く自分等の精神一つと茲に薄志弱行の自分を恥入りました。

親不孝であつた自分等は實際恥しかった、此の寫眞を見た私は放免後は親に孝を盡し正直になろうと皆でちかつた

將來如何なる苦しき場合も忍び眞面目に働き得たる金を以て僅少な粗食と云へ共一家笑を以て其日を送るを最上の快樂最上の孝ならんと深く感じました。

兄弟のやうに立派なる心にならう。

木戸鏡を拂つて觀たる活動が少しも意味なく今刑務所に

於て觀せられたる活動がなぜ斯く迄我心を動かせしか、これ我が心が今悔悟の二字に満ち居ればなり。

居房に歸つてつくつく考へますと自分の身に當てくらべると自分の身が恐しうなりました。

なんといふよい心のきようだいだろう、あのしやしんにまけないようにきつと正しい人にならうとけつしんしました。

嘗て悪漢が逮捕せられるのを痛快と思つた時代がありました、犯罪の種類違つても同じく犯罪者である私はあの場面を平氣で見られませんでした、而して平氣で見られなくなつた私自身を顧みた時私は一種異様の悲哀を感じ思はず涙ぐんだのであります。

こんでした、私がああ活動を見て身に感じないとは自分ながら情ないとはおもひますが、私にはこれより書けません。

兄弟の寫眞に就きましては其は泉二局長閣下の心の誠と云ふ教訓と第二に御一代開港に「心を改めんとするものは多くあれど信を取らんとするもの少なく候と仰せられ候」と二つを味ふことが出来ました。局長閣下の御説に古より忠孝をなされたもので人の嫌がる監獄へ入つたと云ふ事を聞いた事がないとの御説でありましたが誠に御尤ももの次第で私の如き大不孝者は慚愧に堪へません。

私は兄弟の寫眞を見て心から恥かしく思ひました。二人の様な親孝行の眞似の一つもして來た事のない私は恐ろしいやら悲しいやらで涙が出ました。

▲「關東大震災」の映畫に對する感想

人々が涙が出るの情のある寫眞であるとの御話であるが私の荒びた心にはそんなに感じ又情のある事とは思ひませ

何時人生には大災難が來ることが分りません、人は信仰

の人とならなければ安心と云ふことは覺束ない早く信仰の人と成りたい。

○ 神佛の御加護を頼ふより他なし……東京市内外の災民の状態に引換へ罪ある吾身の無異なりしのみならず一分時の空腹さへ覺えざりし實に天恩の賜にして必ず忠良の民となり酬ひ奉らんと誓つた。

○ 慘狀畫中我等 皇太子殿下が御熱心に其實況を御聽取さるゝ狀を拜見して聞きしに勝る有難さにホロリとしました御言行の御一致の御動作私は後日の御報恩を期してやみません。

○ 家族が散らばらない愛と愛の結び合てゐることである。

○ 罹災民の人々が勇氣百倍自ら奮然として復興に専心努力してゐられます状態を見て吾も奮闘の決心を致しました。

○ 映畫そのものより、それからと想像して行くと今はどんなになつてゐるかと思ふ度なく浮かんで來ます。

○ 血族お互が血眼になつて紅蓮の渦巻く中を駈けまわる哀さ實に氣の毒とても申上様が有りませぬ私の如き人道に許すべからざる罪人が朝夕御上の温き保護の手に抱擁せられ何不自由なく消光させて頂く誠に相濟まぬ氣がいたします我攝政宮殿下には未だ危險期の去らざる日に尊き御身を厭ひなく赤子の上を深く御軫念の余り行啓遊ばさるゝ有様を拜しましては難有聖恩の洪大なる思はず涙を流しました斯くまで御仁慈深く渡らせ給ふ皇室を頂く我等何といふ幸福なる國民であらうと感じました。……私は發奮しなければなりません、振起せずには居られません、……誓つて清い明るい正路に進む考へです。

○ 一同がしんとして涙を出さないものは一人もありませんでした、……衷心より働氣になりました。……場所が替つても此氣分は替りません。

○ 數百萬の人々の疾苦、凄惨衷心より氣の毒に思つてゐます、……日ならずして、攝政宮殿下に於かせられては親しく災害の跡を御視察あらせられ遭難者の苦惱を訪はせられた至仁至慈なる殿下の御胸の中はいかにあらせられしか御拜察申し上げるだに洵に恐懼に堪へませぬ、願て思ふ同胞數百萬の人々が塗炭の苦に悩むのとき吾身の上はいかに、思へば今日一日の生もホントに勿體ない極みである、……懺悔し以て、聖恩の萬分一にも報謝し奉り復興を心懸けねばなりません。

○ 災者に配給し給ふたを拜しては唯感泣の外はありません、……今始めて天罰であつたといふことを覺りました、神佛の冥見を畏みて苟も犯罪となるべき行爲は成さぬことを誓ひました。

○ 國の爲めに起たねばならぬときはきたのである、私達も帝國の國民であることを思ふたならば其日其日の作業に精を出さねばならぬ。

○ 遅ればせにも賞與金の幾分なりとも罹災者に出來得れば送りたいとの念の切實なりき、社會に處すべき覺悟を切實に感ぜり。

○ 片時も報恩の觀念を忘却してはならない筈であるのに我々は忘恩の生活をなした其報いが現在の境遇となつたとすれば報恩の生活感謝の生活に心掛ねばならぬ、それが即ち自分の復興であり、自分の復興は國勢の復興となるのである。

○ 家は焼かれ着る着物もなく、たべる物なく、こまつて居る人々が國の爲家の爲に心を同じく力を合せて働く様を見て私の今の身を恥ぢました、一生懸命に働かうと深く胸にちかいました。

○ 秩父宮殿下が竹の園生の御身を以て手づから握り飯を糶

東京の人達は全く憐れである、自分達は悪いことをして来て何ふしゆうなく暮してゐる社會に出たらお國の爲に働かなければならぬ。

○ 今回の大震災にて多くの負傷者を集めてから病院にてある一人の看護婦の如きは親兄弟を失ふたにも係らず寢食を忘れて看護致します、私は非常に感じました。……私等も此有難き御教訓下さる際改心致し、良き事は出来なく共、獄内に居る内も、社會に出ては勿論人様に必らず迷惑をかけぬ様私は決心致し行はさして戴きます。

○ 今回の大震災の事は平素所長殿や教諭師様より屢々話されて居りました故、寫眞を觀ては一層感を深くしました、平素は互いに反目して居つた者もさあ斯ふなると昨日の恨みは何處へやら互に悼り扶け合ひ、殊に配給米分與の際我れ先きにと我を張る者も無く、秩序整然として居つた人情の美しい處を味はして貰ひました、同胞の此の痛はしい状況を對しては、自分の様な罪を犯した者が温き同情の下に何

等心配なく日を暮さして戴くと惟へば感謝せずには居られませんが、眞面目な人間に立歸り御上の御厄介にならぬ様にせねばならぬと深く感じました。

○ 私の特に感じた事は彼の幾百となくバラツクに入つて生活して居る人の身となつて感想して見ると、金よりも健全なる事と志の強固でなくてはならぬ、何故なれば身體や志が弱ければ彼の苦痛を忍ぶ事が出来ません。

○ ある地震の中に親は子を思ふて、あの血氣ざかりの男の中にもまれたり、ふまれたりしてまで子供を助けようと思ふて下さいます。親の心は實に感じました、私どももこの通りにして、親に育てられて親に不孝をしてこんな刑務所に來たとは實に面目ないように思ひます。國家に不忠世間に對してかほ出しが出来ませんように思ひます。

○ 此回の活動に付き實に私は親子の情の深きことを知り親は此の如き子の爲めに自分を忘れて、我が子を愛する、鳴

々自分の親も生きて居たら、我を愛すること此の如きであると思ひ、何れの親も子を愛すること一なり。然るに自分は親を愛すること日まで有る哉と自問すれば實に何とも申譯なし。今猶草葉の蔭より我が爲めに泣きつゝ居たまふかと思へば寸時も早く誠の人にならなければならぬ。

○ 東京及横浜の大震災に就きましては唯々呆れ、私の叔父の従弟も澤山東京や横浜には在住してゐますからあの惨状を見且つ配給せられたる實況を見ましては、矢張り私の親類の者達も同様に社會の方の御同情に預かつたかと思へば情なくなりて泣きました。

○ 物と深く感謝の念を生じました。

○ 私は先年(大正十年)西比利亞に旅行した事があり、當時殆んど亡口(同様な露人が到る所で外國人とさへ見れば、一片のパン一本の煙草に哀を乞ふ様や隊同様に寝るに家なく霜天の下終夜を公國のベンチ、並木の下で居眠り明して居る人々の状態を見て、無政府國民の憐れさを感じ、斯くの如き荒涼たる面かも、白晝強盜の横行するシベリヤを無事に旅行し得るのは現在守備の任にある日本軍隊の御蔭は去る事ながら上に

○ 聖天子を以て日本國民に生を享けたる身の幸をシミくと感じ、心から悦んだ事がありますが、罹災地の人々は嘘へ一時にもせよ、其境遇は露國人の様でなかつたらうかと氣の毒に思はれました。

○ 役の人達の中には親に別れし人もあるだらう、子に離れし人もあるだらう、寒くなればどうするだらう、種々な事を聯想し終ひに自分の今の身の上に到達した此の震災のため、一空離散し明日の日にも困る者もあるだらうに、自分は罪を犯して、斯る境遇にありながら飢喝もせず、寒暑にも堪へ、無事に今日を送る事の出来るのは偏へに聖代の賜

○ 然し聖代の有難さには直ちに政府は卒充して全國民の救助の手を逸早くつくされ、罹災の人々を救はれた恐れ多い事ながら、長くも攝政宮殿下御親 馬鈴薯を頒たれ給ふた事などを洩れ承はるに付けても國恩聖恩の厚く尊きに自

然と首の垂れるを覺えました。

監獄が刑務所と改稱されたる爲め、自己の何たるをも忘却し、今は監獄にあらず、刑務所なりなど、取扱ひを彼れ是れと申すは全く自己の立場の何たるを忘却せるのかと深く感じた次第である。又自己も時々かゝる精神の起きんとするは之れ未だ修養の足らざる處である、修養足らざれば改心せざる證であると申しても過言ではないかと思ふ。彼の震災の實況を寸時も忘却せず自己の仕事に就き働らく決心である。

誠に世界第四位でありし大都會帝國の首府忽ちにして焦土と化す。眞に人生は火宅の如きと云ひますが、私は痛切に感じました。是に於て蓮如上人白骨の御文章を思ひ出し今日とも明日とも知れぬ我等の命なれば、早く往々決定こそ大事なれと、信仰の念愈々鞏固になりました。

關東大震災の悲惨事を方丈記の著者鴨長明、ボンベイ最

後の目を言いたエドワード・リットンを地下より喚び出し筆を取らしめたならばと思ふた事でありませう。

當時私は「大震災火災の側面觀」と題して感想を書かせて頂いた時生々氣にも、此の大慘禍を「天災的革命」であるとか、「炎々として燃ゆる猛火の裡に虚榮を呪ふ神の叫びが聞へるではないか」と云ふやうな奇矯な文字を排列して所謂對岸の火災視して居たのでありました、否私計りでなくて、多くの學者達は天譴だとか、精神的腐敗墮落に瀕した日本に一大覺醒を促すべき天の配劑だと云ふやうな冷たい批判を筆に口に試みた如うであります、然し日本は是れ程までに惨ましい鐵槌を享けなければならぬ程、神の御心に逆つて居たのでせうか。私は是を永遠の謎として葬り去るに忍びません、事實はやはり事實であります。此の惨害の裡に隠れた大自然の默示は自觀するより外にはありません、只國民全體の大なる自觀にまつのみであります。

攝政宮殿下が親しく惨害の實況を御視察遊ばされて居る光景に肅然襟を正さずには居られなかつたのであります。

弱き人の子は衣食を奪はれ居るに家なく、老いたるも若きも男も女も餓えたるのみの腹をかゝへて徒に成す處なく泣き叫ぶ際に當りて其安寧は維持され秩序は保全され、輸送したる者は誰ぞ、是皆吾百姓の子より成る處の軍隊の力に外ならず候。

「人生は力なり」とう語が一面の眞理ならば此人類の在らん限り、優勝劣敗興亡盛衰は止むを得ざる事と信じられ候果して然らば到底世界永遠の平和の如き事は望むべくもあらず、よし平和が持續するとせよ、大自然の暴威の前には爲すの術なく候、此時を思ふても軍隊の尊重すべく平和の根柢は軍國主義にて固めざるべからざるものと深く感じ申候。

「如何にして首都を復興すべきか」是れ一朝一夕の問題に在らず候へ共、先づ更に宜き帝都を興さんと思はば、其水源たる地方の開発と農村の充實とに待たざるべからず候されど帝都は明日よりの問題ならば其復興事業に當るべき人々を吾農村以外の地より募集せよ、建築材料を山と積み

上け復興の東京へ出せば、八公も熊公も一日五圓以上の御金が儲かるぞ、東京へ行け、東京へ行けと、地方青年の都合集中熱をそゝるが如き點に小生は聊か感服致されず、むしろ吾親愛なる地方青年の爲めに憂慮する處に候。

私はわろいことをいたしましたして、こをゆふをせわになりましておゆる心なほしてくださるために、おてんし様からのおめぐみにて、かつどうしやしんをみせていたときまして、まことにありがとうぞんじます、心をきりかへていちにちもはやくかいました、こどもをりつばにせいちようさせまして、私のおせわになりましたごおんを、おてんし様につくさせたいとおもいます、私もいまままでにましてなをからだによりをかかまして、いつしんにはたらかねばなりません、心にかけております。

總ゆる悲哀と陰翳に包まれた過去四ヶ年の幽哀生活を顧

みると、恐怖と戦慄と悔悛の情に胸打たるゝを覺ゆるのであります。暗い冷たい生活の中に左を顧ても右を眺ても語らう友なき遺溺ない哀愁に鎖された私には寂寥の感じは奔々と容赦なく襲ひ來るのであります。春宵靡ろの花影を踏んで心に花と語ろう時或いは秋夕玲瓏の月光を浴びつゝ城山の社を仰ぐ刹那言ひ知れぬ懐郷の涙に咽ばるゝのも度々であります。あはれ此の寂しさの幾年月を私は實に遠來の朋友によりて慰められもし誨へられもして來ました。弱い心を絶えず鞭撻してくれた恩儀は今猶ほ忘れずに居ます。遠來の朋、懐かしの友、夫れは雜誌「人」と教化映畫であります。

ホームショップに接れた私を、「オイ君何をてんなに沈んでゐるんだね？」と豊かた双腕に涙を浮べて私の肩のあたりを優しく叩いては覺醒せよと憤はりてくれた友の信實として力強く掌を握りしめて諄々と人出の要路を指教してくれた親切とは追がに感謝せずには居られないのであります。

世にも人にも捨てられて呪はれてゐるのだと思ひつめて

居た私が囚らずも恩寵の懷ろに抱擁されて救はれつゝ將來の矜哀の御手に縊りてゐるのだと嘔いてくれたのも此の朋であります。

此の意味から私は毎々「人」や映畫を師と仰ぎ友と親しんで月に一度や半季に一度の相會ふのをどんなに楽しんで待つた事でありませう。

○ 國の懲刑は人を殺すに非ずして民の病を極むる也と「尙書」に於て讀み亦「左傳」に於いて刑は以て物を正ふすに在りと學んで居りますが、受刑者に對して如此活動映畫を以て感化を益する御當局の御高志誠に難有く感謝申します。

○ 此草訓無味の暗流に依つて永恒果しなき罪惡の魔海に流されぬよりは、所謂大悟一番し、精進以て此の暗流を乗り越へて、此信仰と此感化とにより道徳を感化し、憂愁を淨化し、以て自己を育むの力たらしめたいと存じます。

映畫を見て單に面白いと云ふのでありましたら夫れは大

變なる間違であります、面白いと云ふ丈のものならば、ク

レオパトラ等は却々面白いもので、又雄大なものでしたらイントレランスなどは、其右に出づるものはないと云ふ位であります。悲しい哉是れ等は何等の印象も與へませぬが、畫面が至極單調であり短尺であるにも拘らず、深い印象を私共に與へます。刑務協會巡迴の活動寫眞班の映畫は其の精神が改過遷善に存すると同時に教訓的であり、且つ私共の今日の生活なり又過去に於ける生活が少くとも其の映畫に直而した所があるからではあるまいかと思ひます。

x x x x

刑務所の映畫に對する感想

▲高知刑務所 東宮御成婚の畫面を拜觀しては皇室尊崇

の念を湧然たらしめ、終始敬虔の狀をなし、兄弟の映畫に對しては其境遇に同情し、其孝心に感じ、吸泣の聲を漏せり、受刑者に於て殊に甚しかりしを見る。

希望

材料に付ては適當なるも、兄弟の畫面に於て今一段兄弟成功への道程を欲す、何となれば、兄弟に對する同情及孝心に感ずるも善惡の因果を編覽者の想像に任じあるを以て低級なる受刑者に對しては勸善の意味不十分の感あり、又一面畫面の眞情を穿つ説明を必要とすべし、映畫の人物を十分説明するにあらざれば畫の緊張を減殺せらるゝ虞あり而して現在の如く技術と説明が同一人なるを以て多くを望むを得ざるが故に技術と説明を分擔するを可とすべし。

▲岡山刑務所 五月二日當所に於いて映寫せられたる映畫中「皇太子殿下御成婚の實況」は一同終始敬虔の態度を以て觀覽し、滿堂肅然感化に堪へざるものゝ如かりしは河に國民性自然の發露と見受けたり次に映寫の「兄弟」は前に雜誌「人」に依りて其梗概を略知し、不眇期待を懸けて居たることゝ果然「兄弟」の字慕現はるゝや、既に異常の緊張を覺へ、終始感興を以て之を凝視し、一點の微をも見逃さざらんとするものゝ如く、終始靜肅に觀覽せしが、就中犯罪に陥らんとする刹那の動機、親子兄弟の至情、犯

罪より脱し得たる喜嬉の狀等、人情の機微に觸れたる場面に對しては、或は共鳴し或は反省し、思はず嘆聲を放つものあり教化上の效果多大なりしを認めたり。唯希はくは當所の如き獨居拘禁者多數の刑務所に在りては、戒護上差支なき限り、今少しく其視覽範圍を擴め行狀作業成績等を参照して、獨居拘禁者と雖之を許し得るの途を開かれ度きこと之なり。

▲和歌山刑務所 受刑者の感懐に依れば 攝政宮殿下と良子女王殿下との御成婚の映畫に付ては帝都に居住せる人にも拜觀の光榮に浴することを得ざりしもの其の數幾何なるやを知らざるに、山河數百里を隔つる土地に於て、而かも縲維の身が縱令映寫とはいへ、此の御慶典を拜觀するを得るは 聖慮の深遠に依るとはいへ、當局者の配慮多きによるものありとて感激の意を表し、兄弟の卷は多大の感興を惹起し、著しく刺戟を與へたるもの、如く、兄弟の友情麗はしく老母に孝養を盡くせるに感奮し、自己を省み悔愧悔恨將來の改心を誓ふものあり。要するに受刑者教養感化上多大の効果ありしものと被認候。職員中には辯士の説

明簡疎に失する嫌あり、今少しく説明の詳細ならんこと、希望及び兄弟の卷に於ける終末が善果の豫想に終り、顯現せざりしは、觀覽者をして因果應報の必然的なるを直覺せしむる上に於て遺憾なき能はずとの意見を有するものも有之候。

訂正 前號所載宇都宮刑務所の映畫に對する感想中教化上有害なりとあるは有益なりの誤植と御了知下され度し。

海鳥が助かる！

△海鳥が、汽船から排除される石油毒のため顔々と難れる事柄が注意されてゐながら、今までは如何ともすることが出来なかつた。それは石油タンクに石油が後備かばかり消費され残る際に、一時海をこれに注ぎ込み、平均重量を保ち、その跡で海水と共に石油を海中に注ぎ出すため鳥類が害を受けるのであつた。この弊害を救ふため新に考案された發明はタンクの中に石油が残り少なくなつた時海水を注入して、水よりも軽い石油が上層に浮び出づるのを、他のタンクに吸ひ取り、燃焼用として其れを善積使用することである。海鳥の注ぎかへすので鳥類に害を與ふることがない。一歩回復であるから諸君でも早速此の發明を用ひて貰ひたいと、英國の一新聞は希望してゐる。



臺中刑務所の
作業診断

中外産業調査會の太田技師が臺中刑務所の依頼によりて、同所の作業を診断し、其改善に就きて左の如き意見を同會より發行せる(庶率研究報告)に發表されたものを茲に轉載する。

一、作業の目的

監獄が刑務所と更められたやうに、刑罰の目的も亦應報主義の時代を過ぎた。さうして自由刑の目的は、犯人を社會生活より隔離して其侵害行為を不能ならしめ、同時に之を匡正して社會生活に入るの資性を養はしむるに在り云ふのが新派の學說である。此目的から、刑務所の作業の目的も亦従来の應報主義時代と其實質を異にし、一面に於ては勞働の習性を養ひ、其社會性を陶冶

し社會生活に伍し得る職業を習熟せしむると同時に、他面、作業の收入に於て國家收入を増加せしめ以て刑務所の經營を補充せんとするのである。

されば必ずしも犯罪の性質に依て課業を異にするの必要は無い。要は最も収益ある作業にして、其作業に習熟せば出獄後に於いて生活に窮せざるものなれば最も理想的である。

此目的に背反せざる限りに於ては刑務所を一の工場と見て管理するも致て差支が無い譯である。

二、作業の種類

臺中刑務所に於ける作業の種類は、木工、草履、靴工、裁縫等であるが、主力を木工と草履とに傾注し、裁縫、靴工等は僅に刑務所内の必要を充つ程度のものである。

三、受刑者の數

三百五十人位の中、刑務所を維持するの上に直接必要な作業即ち炊事、掃除其他の雜役に従事する者を排除したる三百人内外の者の大部分は、木工と草履とに従事し、靴工と裁縫とに従事する者は僅に十數人に過ぎない。唯比較的短期刑の受刑者が多いので

移動率が高い。

四、作業の實質

臺中刑務所の作業診断

注文を受けて製作する請負仕事と注文無しに豫想で製作して拂下る仕事との二つ度がある。草履は主として後者に属し、木工には注文仕事が多い。

五、作業の組織

作業主任 工場監督 授業手——看守——交利箱
清算簿簿 清算簿簿

作業主任から作業命令が出て、工場監督者から工場に赴き、授業手が製作の仕様と製圖をして仕事に掛る順序となる。

六、インストラクションカード

是れが完全でない。概括的の命令を工場監督者から工場に與へて、夫れが實行に關しては一切を工場内で授業手の手で企畫される。

七、タイムスタデイを實行してゐない

八、倉庫

是れは殆んど問題にならない。倉庫主任が置いて無い。倉庫からの出品が明確になつてゐない。空間が利用してない、工場との連繋が不完全である。

九、能率刺戟

としては作業能率の最高の者に對しては賞票を與へ、一等食を

給與し、特に買収を許可すると云ふやうな刺戟方法を採つてゐる

十、定休及休憩

準備時間は一日九時開方至十時開で、一箇月二回の休暇を與へ一日二回、午前午後に十分間宛の休暇を與へてゐる。

能率指導

1 組織の改善

利務所の作業は科學的經營法の試練に最も好適であつて、殆んど之を理想的に經營する事が出来やうと思ふ。唯勞銀の問題に關しては解決を見る事が出来ないが、作業能率を増進す可き施設は十分に之を實施し得ると思ふ。此實施に於いて其基礎を爲す處の組織を改善する事が先決問題である。

現在に於ける利務所の作業組織は企畫部と實行部の仕事が混同されてゐる。是を確然と區別することが必要である。即ちインストラクションを工場に發する際には、直に此インストラクションに依て仕事に着手し得るやうにせねばならぬ。夫れには授業手は早にフアーマンとして働くやうにして、一切の設計、製圖、仕様等は全然工場監督者の手に移して了はねばならぬ。

夫れには授業手は早にフアーマンとして働くやうにして一切の設計、製圖、仕様等は全然工場監督者の手に移して了はねばならぬ。

夫れと同時に、倉庫主任を置いて之を企畫部に屬せしめ、材料の出入、製品の出入を厳密にし、日々其在庫品を明確にする事が大切である。倉庫と工場との連繋の肝要なるは、之を候たないが、草履工場に接近した工場には草履の材料面をへれると云ふやうに、倉庫と工場との歩數の考案を考慮せねばならぬ。倉庫内の空間を利用して在庫品の出入を容易にし、出入の爲めの無駄時間の節約を計らねばならぬ。工場内の作業量の配列と回明との關係を考慮せねばならぬ。さうして其手順に無駄の無いやうにせねばならぬ。此點に於いては業中利務所は比較的攻究せられてゐた。

2 原價計算

今日では製品の原價を算するに想像に依る評價にて定められて居るが、是れは清算擔當者が原價計算に立脚して決定す可き問題である。原價計算がまだ其幼稚であるやうに考へられる。

3 管理の改善

各作業の分解を研究して、タイムスタデイを執行作業能率のスタンダードを決定する事が大切である。勞働の正確なる結果を知る爲めにはどうしても此タイムスタデイを打つ必要がある。そして賞與制度に依る能率刺戟の標準を決定しなければ、其能率刺戟は無意味である。

る。仕事の進行動意に對する正確なる判定は之に依る他は無い。

一日一時間の準備は利務所の作業としては致して長々に於けることもあるまい。一日二回二十分間の休憩は木工の如き生産業には必要なるも、草履製作の如き輕業には必要があるまい。休憩時間中には可成散歩せしめて、疲勞の恢復を計らねばならぬ。

4 大量生産

今日の如き利務所の作業では生産費の遞減を期する事は出来ぬ、若しも嚴格な原價計算を行ふならば、利務所の生産費は其高いものになるであらう。殊に請負仕事の如き非能率の仕事に絕對に止めねばならぬ。殊に請負仕事の如き非能率の仕事に絕對に止めねばならぬ。殊に請負仕事の如き非能率の仕事に絕對に止めねばならぬ。殊に請負仕事の如き非能率の仕事に絕對に止めねばならぬ。

私の此意見に對しては、業中利務所の或人は次のやうなことを云つた。利務所の作業の目的として、絶えず受利者を作業に従事せしめ

産中刑務所の作業診断

ればならぬ。一日と雖も作業上の都合で受刑者を休業せしむることは出来ぬ。此故に一の作業に而已帰すると市價の都合で又は販路の都合で作業を中止するやうな場合に少なからぬ支障が起る。豫算の少い爲めに請負仕事も止むを得ぬのである云々。

此言も亦多少の根據がある。乍併一年間位の豫見の出来ぬ者もあるまいし、可成市價の劇甚な變動に左右されぬ様な仕事を行はば宜いし、賣を直接販賣せずに、公入札に附して、一年間位の取引を確保すれば資金の流通も自由になるし、販路の心配も要らぬ譯ではあるまいか。

5 労働の移動率

要するに工場として經營するには、工場經營者としての頭が必である。役人としての工場經營は専賣事業以外は先難である。労働の移動率が高いとの心配をする人もあるが普通の工場に於ける職工の如く無警戒で飄然として勝手氣儘に移所するのではなくして、初めから何箇月間、何年間と何然其利期が分明して居るから、如何様にも按配することが出来る筈だと思ふ。是は却て工場經營上便利かと思ふ。

6 能率の刺戟

此方法は刑務所としては、是れ以上の方法もあるまい。買賦を許した事は頗る面白いと思ふ。此外には、賞與を受けた者と賞與の内容とを日

々工場内の見易き場所に掲示して、一般の作業者を刺戟するの面白い。團圓としての競走も亦有意義であると思ふ。以上は固より刑務所の事に門外漢の意見であるから、或は其根本方針に背馳するものがあるかも知れぬが、他山の石として當局の一考を煩はし度い。

處世の要訣

武井 厚

- 一、必ず理想を持って、理想は失敗に對する救命具なり。
- 一、得のある處には失あり、要は償うて足ると足らざるを知るにあり。
- 一、物事は凡て八分を以て満足し、何時も進歩の餘裕をのこせ。
- 一、考ふるはよし、されど徒らに考ふるより斷行は更によし。
- 一、弦は張らるゝ時に其の力強し、人は緊張したる時に大事成る。
- 一、世の中はサークルの競走なり角ある者は勝負なし。
- 一、處世の要は九分の常識に一分の冒險心を加味するにあり。

大正十三年五月中入出所並月末收容人員

(△△減)

受刑者 刑事被告人 勞務場留置者 乳兒	入所		出所		現員	前月末日 現在	今年同月 末日現在	前月比較 前年比較
	男	女	男	女				
總計	3,683	2,963	3,466	3,395	3,251	3,251	3,251	△ 416 △ 5,333
男	3,277	2,597	3,063	2,992	2,837	2,837	2,837	△ 455 △ 5,112
女	406	366	403	403	414	414	414	△ 178 △ 221
乳兒	9	5	6	8	8	8	8	△ 1 △ 4
計	3,692	2,972	3,469	3,403	3,259	3,259	3,259	△ 184 △ 5,345
男	3,286	2,602	3,069	2,999	2,845	2,845	2,845	△ 460 △ 5,124
女	406	370	400	404	414	414	414	△ 179 △ 221

内朝鮮人受刑者男二九二人、刑事被告人男一二人、支人受刑者男六〇人、刑事被告人二二人、英人刑事被告人一人、露人受刑者一人、伊人受刑者男一人、葡人受刑者男一人、波人受刑者男二人あり

大正十三年五月末在所者人員表

刑務所別	受刑者		刑事被告人		勞務場留置者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小笠原	21	26	26	26	2	2	1	1	50	56
市谷	21	26	26	26	2	2	1	1	50	56
豊多摩	21	26	26	26	2	2	1	1	50	56
巢鴨	21	26	26	26	2	2	1	1	50	56
横濱	21	26	26	26	2	2	1	1	50	56
浦和	21	26	26	26	2	2	1	1	50	56
千代田	21	26	26	26	2	2	1	1	50	56
水戸	21	26	26	26	2	2	1	1	50	56
合計	210	260	260	260	20	20	10	10	500	560

行利統計

位	古歌														三
	三	小	大	熊	鹿	宮	冲	官	福	山	歌	礼	花	池	
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天

行利統計

都	古歌														前
	宇	野	府	野	海	郡	阪	戸	良	賀	山	島	知	屋	
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天
計	元	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天	天

行利統計



井水の簡易消毒

井水の消毒は漂白粉でいいがこの分量が六ヶ敷いから手軽に説明すれば先づ井の水を五石と見て勘定すると一ギンド二百廿匁の漂白粉を需めこれを十分して十本のビール樽に十二匁宛入れその上へ八分目程の水を混じて充分攪亂してコルクを置くこの一本のビール樽の上すみを朝の八時に三分ノ一だけ井水に投じ八時間置きにして一日に一本を皆扱すれば丁度十日かゝるそして年で井水を攪き混ぜれば完全な消毒になる井水の容積は井の圓の半徑の二乗に三、一四

をかけ水の深さをかければ出る、この分量は最も適度のもので餘り多いと一種の臭氣で飲めなくなる酸分のある水は一方の樽から如露のやうな形で水をふかして濾過すれば濾分は空中で酸化して真い水になる硬水はいろくの方法がある最近ではパームチットと云ふ簡易な濾過器が發明されてゐるからそれを需めれば簡単に出来る(橋澤東京市衛生試験所長談)

冷飯は消化がよい

暑い時分には冷飯の方がかへつて腹工合がいいこと何人も實驗するところだ、特に胃の弱い人とか、あまり運動しない人などは炊きたての飯はよくないので、かゆなどをたべる病人などはなほさらのことでかゆは必ず充分に冷してたべなくてはならぬ。その理由は飯でもかゆでも、その冷

るに從つて空中から有効マイキンが飛び来てつて飯に消化はつかう素を付與するからである。その状態も麴を作る際に自然と空中から麴菌が蒸米の面に落ち來ると同じで、すべていづれの料理でもあまり熱いものはよくない、この點になる、西洋料理などは本式では熱からず冷たからずで、ちうど程よき温度に保つてある、しかし夏は大體において冷たいものがうまくて、そして消化がよい。

無線電波の速さ

無線電波の速力は、光の速力よりも「矢張り」速いといふことが確定され、その速力は光の一秒間十八萬六千哩なるに對し十六萬五千五百哩であることが、米國海軍の數學教授チ・セ・セ・シー氏に依つて近頃發表された、「矢張り」と時に鼓に言ふのは

既に約十年前に大體の見當はついてゐたのが儘に遅いに相違ないことが今度愈々決定されたからである。因に最近に市俄古で行はれた演藝會が、オハイオのケレブランド附近で地中五百呎の底で明瞭に響き取られ、アイダホモモンタナ間に於ても地中半哩の坑内にて同様に能く響き取られた此の事實は無線電波が固體なる球を貫いても通過することを證據立つるもので此の場合に於て速力が更に鈍るのは勿論である。

馬鈴薯の莖より染料製造

馬鈴薯の莖の尖端は從來不必要



新内閣公議

物として毎年何萬領といふほど棄却されてゐたのだが、近頃デナマークの一科學者はこの不必要物を染料として利用する方法を發見して、馬鈴薯の花を開いてゐる間に莖の尖端を切り、それを大きなコロラーの筒へ挿入して壓搾する。この汁はホテト、イエローと稱する黄色染料となるので、染物をこの汁の中へ數時間浸して置く、綺麗に黄色に染まり、しかも決して變色しない、一旦この汁の中へ浸して黄色に染まつた物を更に青い染汁の中へ浸すと、美しい綠色に染まるさうだ。

蠅取藥の効力比較と使用法

大橋江、菅田木、相井長

發視腺では傳染病預防の驅蠅薬として從來の石油乳劑の外に(一)クレシン(二)アミ砂(三)クレソール石鹼液(四)礬砂(五)クレオソート油の各種の用法を一般に教へその効力と比較をやるそうだがクレシン(局にあり液體)は石炭からタールを蒸溜する時出る餘り物に石鹼を加へたもので石油乳劑よりも其のまゝ水を加へればすぐ役立つのと臭が差程熱くないので用ひられる少し値段は上がるがアシンは樟腦油を作る時の餘り物である爲更に臭臭が強い便所など撒くに適するクレソール石鹼液はクレシンと殆ど同じだが値段が少し廉い礬砂の幾百斤はこの内では一番薄いと云はれてゐるが人の口に入つても無害なものであるから便所の流しの消味などに適する譯だクレオソート油はクレシンと略同じ以上五種の消毒薬と水との割合は皆同じ割合で何れも薬局から求めて來た原液一に水を十倍にうめ

六億萬倍の顯微鏡發明

六億萬倍に擴大する新顯微鏡が、シアアントップ教授に依つて發明されたといふ報が科學界の非常なる興味を興起してゐる數年前に時黒な背景に對する紫外光線裡に發光の如き微小體の内組織を撮影する方法が採用されて以來、擴大の度が大に増加するに至つたけれど、此の擴大法も今度の新顯微鏡の偉力には比すべくもない、倫敦に於て、最近に或冶金化學者によつて新

顯微鏡下にて撮影されたものは、豫期の六億萬倍よりも一層四度に有効にて、庭球が直径一哩半大にビンの師が直径四十ヤード大に見え、程度の擴大力あることを示したさうである。

世界の不可思議兒

最近に露西亞で發見された「世界の不思議兒」と呼ばれる此の子供は、滿四歳と十ヶ月になるが、大人並の腕力と、底力のある低音と、そして立派な言葉を持つてゐるさうだ、唯だ心持はどこまでも子供で、矢張り四五歳の子供とより思へない、出生は浦鹽で、普通の両親の普通の未ん坊で生れたことは憶である。

葉實俊(實)、寺西教專(實)、菅原一秀(實) 高田英龍(未就)、須津達仁(未就)

釧路刑務所

移轉開廳式

釧路刑務所移轉開廳式は六月十六日午前十一時三十分より公會堂大廳間の式場に於て舉行せられた、來賓としては

- 札幌控訴院檢事長黒田英雄、根本釧路地方裁判所長、同中島檢事正、札幌刑務所長本寺亨重、旭川刑務所長藤居虎、竹中辯護士會長、二木市長、林田則友、各官公衙首長、市會議員、新聞記者、各宗寺院住職等の諸氏

及び市重立者百名式壇の左右に居流れて着席するや安藤刑務所長は餘りに登壇して左の如き式辭を朗讀し之に對して根本地方裁判所長は横田法相の祝辭を代讀した

横田司法大臣祝辭

行刑の目的は國家社會の安寧秩序を保持するに在り是を以て收容者を改選して良民たらしむるに在り是を以て其の廳舎の構造設備は常に時世の進運に順應し舊習に泥まらず新奇に聽せず其の實際に適應するを以て主眼とし職員の職務方法も亦其實績を擧ぐるの便否を以て規準を爲さざるべからざることは論を待たざる所なりとす蓋し十勝刑務所を廢止して新に釧路刑務所を置かむと舊支所の改築に着手したるもの亦此の意に外ならず今や大半其の工を竣へ本日をして移轉開所の式を擧ぐるは欣慶に堪へざる所なり惟ふに其の構造設備の整齊雅潔にして執務に便なるは行刑の改善進歩に資する所鮮からざるべし本大臣は深く當該職員の設計監督其の宜しきを待たるを多とす古人曰ふ居は氣を移すを冀くは各位此の新廳舎を善用し一層清新なる意氣精神を以て事に臨み真



刑務教誨練習所開所

第二回 刑務教誨練習所は六月十一日刑務協會に於いて開所式を舉行す、開所期間は四月月であるさ入所生氏名は左の如し。

- 大派 濱田大蔵(現任)、高木旭靜(現任)、宇野海(現)、福島彰信(現)、北條數賢(實習)、山浦基能(實)、藤岡宣教(實) 津道精禪(實)、鈴木眞一(實)
- 本派 西武雄(現任)、岡田敦准(現)、興隆圓海(現)、藤原教圓(現)、佐々木俊(實)、佐藤經雄(現)、三輪教門(現) 吉田壽遠(實習)、栗田紀道(實)、二

安東刑務所長式辭

好の成績を擧げて行刑の本旨を貫徹せられむことを因て聊か一言を述べて祝と爲す

も本年四月一日を以て本所を移轉開廳せるものにして此間一脈連絡の存するものあり

添へられ兩々相俟て國家社會の安寧と秩序の維持に貢獻せられんことを聊か蘇辭を述べて式辭となす

茲に本日なとし當刑務所の移轉開廳の式を擧ぐるに當り閣下並に諸賢貴臨を辱ふし

秩序を保持すると共に收容者の性格を改善し以て社會の良民たらしむるに在りて國政上其任頗る重且大なり殊に輓近國民思想の激變を見るに於てなや本官乏しきを以て初代の所長として此重任を負荷し克く其責を全ふし得るやを虞る所なるも愚勉努力部下を董督し誠心誠意事に當り以て其職任を辱かしむるなからんことを期す、然りと雖も

午後七時から夜宴が鷹の羽に於て催され、田田檢事長を主賓として札幌東本願寺寺務所長安田氏、木寺札幌刑務所長、藤井旭川刑務所長根本地方裁判所長、中島檢事正、二木市長、山内支廳長、竹中辯護士會長、林田則友氏其他主客合せて四十餘名開宴に先だち安藤刑務所長挨拶を述べ之に對し黒田檢事長の謝辭あり九時頃宴を終る。

行刑法改正案

通常議會に提出

司法省では六月廿六日法相官邸で監獄法改正案につき協議を遂げ一定の成案を得たので來る通常議會に行刑法改正案を提案する事に決定した、因みに改正行刑法では典獄と稱する官名を廢し刑務所長は行刑官とする

叙任

教誨師 藤林正 緣(名古屋) 一級俸下賜名古屋少年刑務所勤務ヲ命ス

保健技師 向井淺三郎(巢鴨) 一級俸市谷刑務所勤務ヲ命ス

衛生技師 藤形融 一級俸新潟刑務所勤務ヲ命ス

典獄 補鈴井正親(札幌) 一級俸下賜依願本官ヲ免ス

保健技師ニ任ス九級俸下賜小田原少年刑務所勤務ヲ命ス

教誨師 西元龍 奉(鳥取) 六級俸下賜依願本官ヲ免ス

依願免本官 看守長 高橋敏郎(札幌)

質疑回答規

陸軍一等軍醫 向井淺三郎

看守長 野手甚之助(市谷)

刑務令規覽疑問答

(大正十三年六月十九日司法大臣訓令)

地方裁判所檢察局宛)

執行猶豫者起訴猶豫者保護月表、執行猶豫者再犯月表、起訴猶豫者再犯月表別紙様式ニ依リ作成シ翌月十五日マテニ提出スヘシ同一様式ニ依リ年表ヲ作成シ翌年一月十五日マテニ提出スヘシ本令ハ大正十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス右訓令ス

(様式ハ掲載ナク)

(大正十三年六月二十四日司法大臣訓令)

刑務所 (豊多摩、集鴨、千葉、高知、釧路、樺太ヲ除ク)

少年刑務所

懲役又ハ禁錮十年以上ノ男受刑者ハ當分ノ間左ノ區分ニ依リ移送集容スヘシ

集容刑務所

移送刑務所

- 市谷、横濱、浦和、水戸、宇都宮、前橋、静岡、甲府、長野、新潟、名古屋、三重、岐阜、福井、金澤、富山、小田原少年、川越少年、名古屋少年
- 高松
- 京都、大阪、神戸、奈良、滋賀、和歌山、徳島、姫路少年

- 岡山 廣島、山口、鳥取、松江、松山、岩國少年
- 三池 長崎
- 鹿兒島 佐賀、福岡、小倉、大分、熊本、宮崎、沖縄、福岡少年
- 宮城 福島、山形、盛岡、秋田、青森、盛岡少年
- 網走 札幌、函館、旭川、札幌少年

附則

本令ハ大正十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十一年十月司法省訓令監甲第七二〇號ハ之ヲ廢止ス右訓令ス

(大正十三年六月二十四日司法省行刑局長通牒)

刑務所長少年刑務所長宛)

(豊多摩、集鴨、千葉、高知、釧路、樺太刑務所ヲ除ク)

長期男受刑者集容區分改正ニ關シ依命通牒

標記ノ件ニ付別紙ノ通訓令相成候處左記ノ通施行スル義ト御了知相成度候

一 此ノ際ノ移送ハ未執行刑期十年以上ヲ有スル者ニ限ル但シ二刑以上ヲ併セテ十年以上ノ未執行期間ヲ有スル者ヲ含ム

二 爾令刑確定スル者ニ付テハ一箇ノ刑ニシテ刑期十年以上ノ者ノ外左記ノ者モ移送スルモノトス

イ 二刑以上併テ刑期十年以上ニ達スル者

ロ 刑ノ執行中更ニ刑ノ言渡ヲ受ケタルトキ其ノ刑ニ執行中ノ刑ノ殘期ヲ加ヘ刑期十年以上ニ達スル者

三 不定期刑ノ者ニ付テハ其長期ヲ以テ定ム

四 左記ノ事由アル者ハ移送セサルモノトス但シ其事由消滅シタルトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ第一項ノ規定ヲ準用ス

イ 丙種受刑者

ロ 心神喪失ノ疑アル者

ハ 兩眼盲或ハ兩手又ハ兩足ヲ缺ク不具者並作業不能ノ癡篤疾者

ニ 建築工事上特ニ必アル者

ホ 危險思想ヲ有スル者

大正十三年六月二十五日司法大臣官房保護課長通牒

執行猶豫者起訴猶豫者保護月表等ノ檢事正宛)

記載方ニ關スル件通牒

刑務令規覽疑問答

標記ノ件ニ關シ奈良地方裁判所檢察局ヨリ甲號ノ通問合ニ對シ乙號ノ通回答致置候條御了承相成度候
(甲號)
(大正十三年六月二十一日奈良地方裁判所檢察局實覽
司法大臣官房保護課宛)
本月十九日付保第五五一六號司法大臣訓令ニ對シ差當リ左ノ疑義有之何分ノ御回答相成度候也

一、 徵罪釋放者ハ本表ノ起訴猶豫者ニアラスト解シ可然哉
二、 起訴猶豫者保護月表ニハ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ者ニ限リ單ニ罰金、拘留、科料(選擇刑ニアラス)ニ該ルヘキ者ヲ包含セスト解シ可然哉
三、 起訴猶豫者再犯月表ニハ前犯力禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ者ニ限ルト解シ可然哉
(乙號)

(大正十三年六月二十五日司法大臣官房保護課長回答)

奈良地方裁判所檢察事正宛)

執行猶豫者起訴猶豫者保護月表等ノ記載方ニ關スル件回答

六月二十一日庶第二二〇號ヲ以テ標記ノ件御問合ノ處左記ニ依リ御取換相成度候

左記

一、 實見ノ通

辯護士 大澤眞吉 著

少年保護論

裝幀ホブリン美本
四六版五百頁
定價金貳圓五拾錢
郵稅內地金拾貳錢

問題重大に於ける社會
問題重大に於ける家庭
は何？

本書は單に不良少年問題を一つの社會相として叙述したる報告書にあらず、如何にすればこの重大問題を解決するを得るやと云ふ著者衷心の念願より徹底的に講究したる得難き結晶なり、即ち單に心理學、教育學的のみ本問題を論ぜず之を生物學、進化論の方面よりも討究せる稀に見る良書なり、必ずや斯學研究の士竝に斯業家の満足を買ひ得んことを信ず

發行所 輔成會出版部
東京市麴町區法省構内